

区における行政への参加の考え方 (案)

～区民会議のリニューアルに向けて～

令和3（2021）年 月

川 崎 市



はじめに

川崎市では、平成 16（2004）年に「自治基本条例」を制定し、市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本理念として掲げ、参加と協働による地域課題の解決に向けた調査審議を行う区民会議を設置・運営し、誰もが生きがいが持てる市民自治を推進してきました。

これまでの区民会議は、平成 17（2005）年度の試行を経て、平成 18（2006）年に「区民会議条例」を制定し、附属機関として 6 期 12 年に渡り、各区で開催され、活動の成果を挙げるものの課題が顕在化してきました。

そうした中、平成 28（2016）年度に設置した「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」から、“参加と協働による地域課題の解決”の「新たなしくみ」が必要とする提言を受け、平成 31（2019）年 3 月に「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定し、これまでの区民会議が担ってきた機能を「参加と協働による地域課題の解決」の機能と「区における行政への参加」の機能に整理いたしました。

「参加と協働による地域課題の解決」の機能については、多様な主体による市民創発型の課題解決をめざすこととし、「区における行政への参加」の機能については、政令指定都市という大都市における都市内分権という視点と既存制度の運用における課題等を踏まえて検討してまいりました。

平成 31（2018）年度・令和元（2019）年度のコミュニティ施策検討有識者会議や、令和 2（2020）年 11 月に「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について取りまとめ、町内会・自治会への説明、元区民会議委員への説明会などで御意見をお伺いしたところです。

説明会等でいただいた御意見を踏まえ、これまでの区民会議が担ってきた役割（機能）や成果、課題等を整理・検討し、この度、「区における行政への参加の考え方（案）」を策定しました。

今後は、この考え方（案）に基づき、より良いしくみとなるように常に試行錯誤し、改善を図りながら取組を推進してまいります。

目次

第1章 総論	1
1 目的	1
2 位置付け.....	2
第2章 自治基本条例における区民会議の位置付け	3
1 市民自治.....	3
(1) 基本理念	3
(2) 自治運営の基本原則.....	3
(3) 区及び区役所の位置付けと区長の役割	4
(4) 区民会議	5
2 これまでの区民会議の取組.....	5
(1) 位置付け	5
(2) 構成.....	5
(3) 所掌事務	6
(4) これまでのあゆみ.....	6
(5) 区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ	7
(6) 主な取組課題	8
第3章 区民会議のあり方検討の経過	9
1 区役所改革の基本方針	9
(1) 区役所の果たすべき役割	9
(2) 区民会議のあり方の検討	9
2 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言	10
提言：参加と協働による地域課題の解決の新たななしきみ	10
提言：その他関連する制度等との関係.....	11
3 これからの中核市コミュニティ施策の基本的考え方	11
(1) 市民創発の共有	11
(2) 既存施策の方向性.....	12
4 区民会議意見交換会及びアンケート調査.....	13
5 コミュニティ施策検討有識者会議	15

第4章　区における行政への参加の基本的な考え方	16
1 検討における要点	16
(1) 区役所に求められる機能	16
(2) 参加する市民の代表性のあり方	16
(3) コミュニティ施策の推進と地域で支え合う関係づくり	17
(4) これまでの制度運用における課題	18
2 制度運用の方向性	19
(1) 方向性	19
(2) 基本的な考え方	19
第5章　「新しい参加の場」の基本的な枠組み	22
1 具体的な取組の方向性	22
2 開催に関するガイドライン	24
(1) 「新しい参加の場」及び参加者の位置付け	24
(2) 開催単位	24
(3) 開催主体	24
(4) 実施形式の例	24
(5) 意見集約や提言等	25
(6) 区民会議のリニューアルに向けた取組であることの明示	25
(7) 構成メンバー（参加者）の選出・人数・任期	25
(8) 構成メンバー（参加者）の役職等	25
(9) 構成メンバー（参加者）への対価	25
(10) 公開	26
(11) 開催記録	26
(12) 実施結果の取扱い	26
3 今後の検討課題	27
(1) 説明会等でいただいた主な意見・質問等	28
(2) 今後の検討課題	30
第6章 今後のスケジュール	31
資料	32

第1章 総論

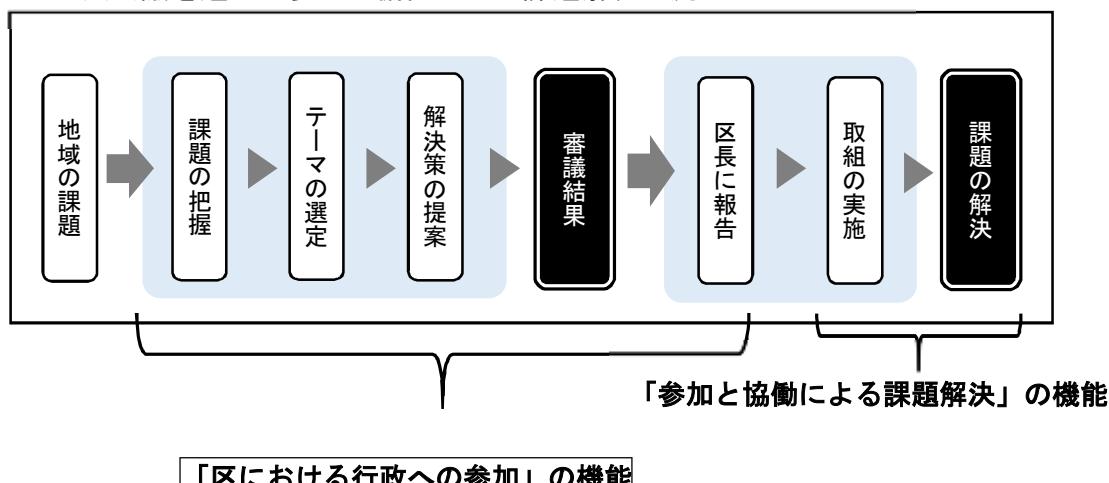
1 目的

これまでの区民会議が担ってきた「区における行政への参加¹」の機能について、これまでの制度運用における経験や、「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」の提言、区役所に求められる機能等を整理し、総合的に検討してきました。

この度、区における暮らしやすい地域社会を実現するため、自治基本条例第22条の制度趣旨を踏まえて、市民の主体的な参加による意見を区行政及び市政等に反映するよう努めるよう、「区における行政への参加」の機能を具現化する「新しい参加の場²」のしくみを構築することを目的として、「区における行政への参加の考え方（以下「参加の考え方」といいます。）」を策定します。

＜これまでの区民会議＞

区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ



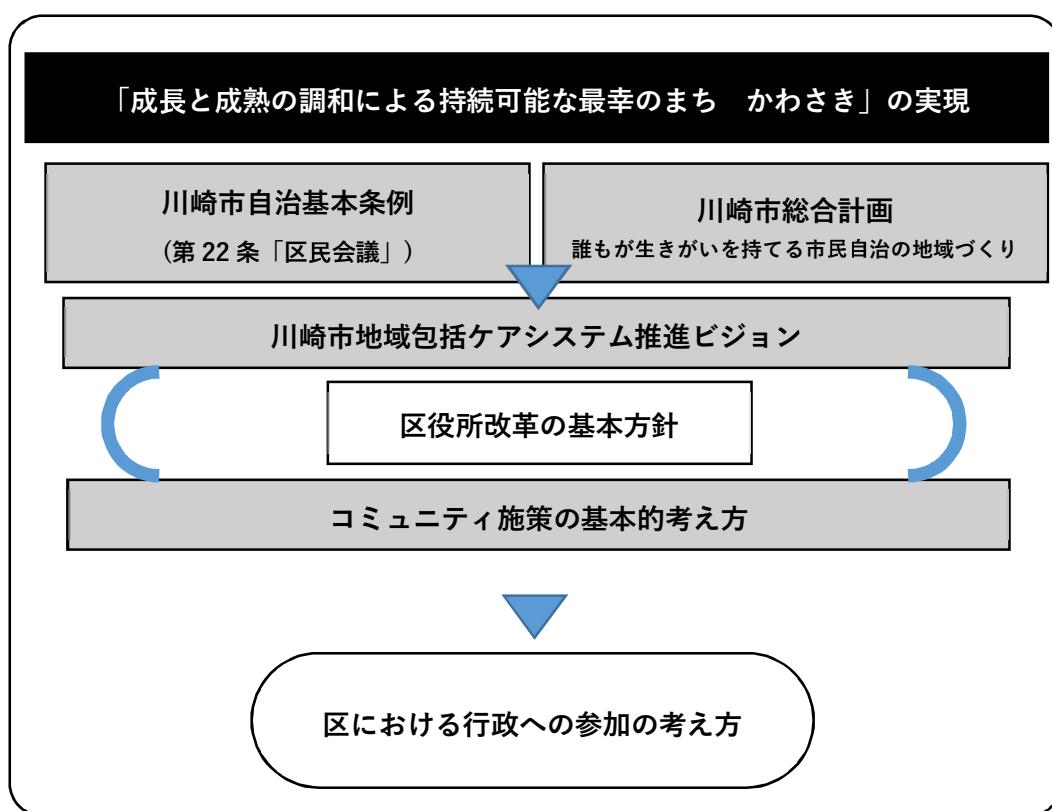
¹ 「区における行政への参加」…平成31（2019）年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」で、これまでの区民会議が担ってきた機能を「参加と協働による課題解決」の機能と「区における行政への参加」の機能に整理しました。この「区における行政への参加」とは、自治基本条例第22条に基づく概念として、「市民が地域課題の解決に向けて、意見や提案をするため、主体的に話し合いの場に加わること」を指します。

² 「新しい参加の場」…これまでの区民会議に代わる場として、「区における行政への参加」の機能を具現化したものと指します。

2 位置付け

「参加の考え方」は、「川崎市総合計画」や「区役所改革の基本方針」、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下「コミュニティ施策の考え方」といいます。）」などを踏まえながら、これまでの区民会議が担ってきた役割（機能）や成果、課題等を総合的に整理・検討し、これまでの区民会議に代わる「新しい参加の場」のしくみや、今後の取組に関する基本的な考え方及び枠組みを定めるものです。

自治基本条例第22条は、「自治運営の基本原則」の一つである「参加の原則」を「区」で制度として保障するという枠組みであり、どのように運用していくかということが重要です。超高齢化社会・人口減少社会の到来や、ポストコロナ時代を見据えた取組など急激な社会環境の変化に適切に対応しながら、地域包括ケアシステム³の構築に向けた取組等との連携も含め、市民自治の推進を図ります。



³ 地域包括ケアシステム…少子高齢化と相まって超高齢社会が進行する中で、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりのことです。川崎市では、高齢者や障害者、こどもに関わる施策をはじめとする保健医療福祉分野に限らず、まちづくりや教育、経済分野などあらゆる行政施策が連携したシステム構築をめざしています。

第2章 自治基本条例における区民会議の位置付け

川崎市では、自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、情報共有、参加及び協働を「自治運営の基本原則」として、行政運営、区のあり方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、平成16（2004）年12月に「自治基本条例」を議会の議決を経て制定し、翌年4月に施行しました。

以下で、市民自治と区民会議に関する内容を整理します。

1 市民自治

（1）基本理念

同条例第4条では、自治の基本理念を明らかにし、市民と市が、共に市民自治の確立を目指すこととしています。

（基本理念）

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

（2）自治運営の基本原則

同条例第5条では、市民、議会、市長等が共に担っていく自治運営の基本原則として3つの原則（情報共有、参加、協働）を定めています。

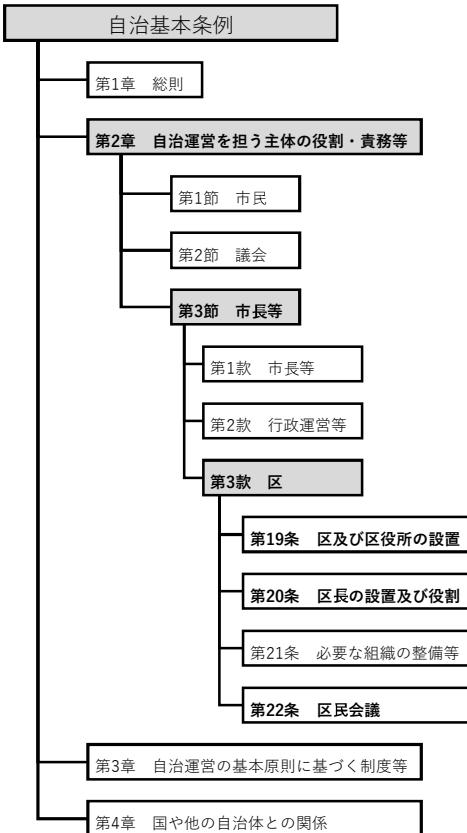
（自治運営の基本原則）

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

(3) 区及び区役所の位置付けと区長の役割

- 同条例「第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等」、「第3節 市長等」の中に、「第3款 区」として、市における区及び区役所の位置付けについて規定しています。
- 同条例第19条では、法に定める区及び区役所のあり方だけではない市における位置付けを定めています。
- 同条例第20条では、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、区長が果たすべき役割を定めています。



(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

- (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供すること。
- (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(4) 区民会議

○同条例第22条では、第5条で定めた「参加の原則」を「区」で制度として保障するものとして、それぞれの区に、区民によって構成される会議（通称「区民会議」）を設置することを規定しています。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

2 これまでの区民会議の取組

区民会議は、平成17（2005）年度の試行期間を経て、平成18（2006）年に制定した区民会議条例に基づき、これまで6期12年間に渡り「参加と協働による地域課題の解決」を目的に各区において開催され、課題解決に向けた調査審議を行うとともに、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区行政及び市政に反映するよう努めてきました。

(1) 位置付け

暮らしやすい地域社会をめざして、参加と協働により、区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行う市長の附属機関として各区に設置していました。

(2) 構成

○委員

各分野から団体推薦・公募・区長推薦の委員20人以内、任期2年で組織され、市長が委嘱していました。

○参与

市議会議員、県議会議員は、選挙区とされる区の区民会議に参与として出席することができ、話し合いの場で必要な助言を行っていました。

(3) 所掌事務

区民会議では、区における地域社会の課題を把握し、参加と協働により、その解決を図るための方針及び方策について調査審議しました。

例えば子育て支援、身近な環境の改善、まちの活性化など、市民の皆様の地域での活動や、日々の暮らしの中で発見した地域社会の課題について議論しながら共通の理解を図り、解決の方向性や具体的な解決方法、取組の担い手などを検討しました。

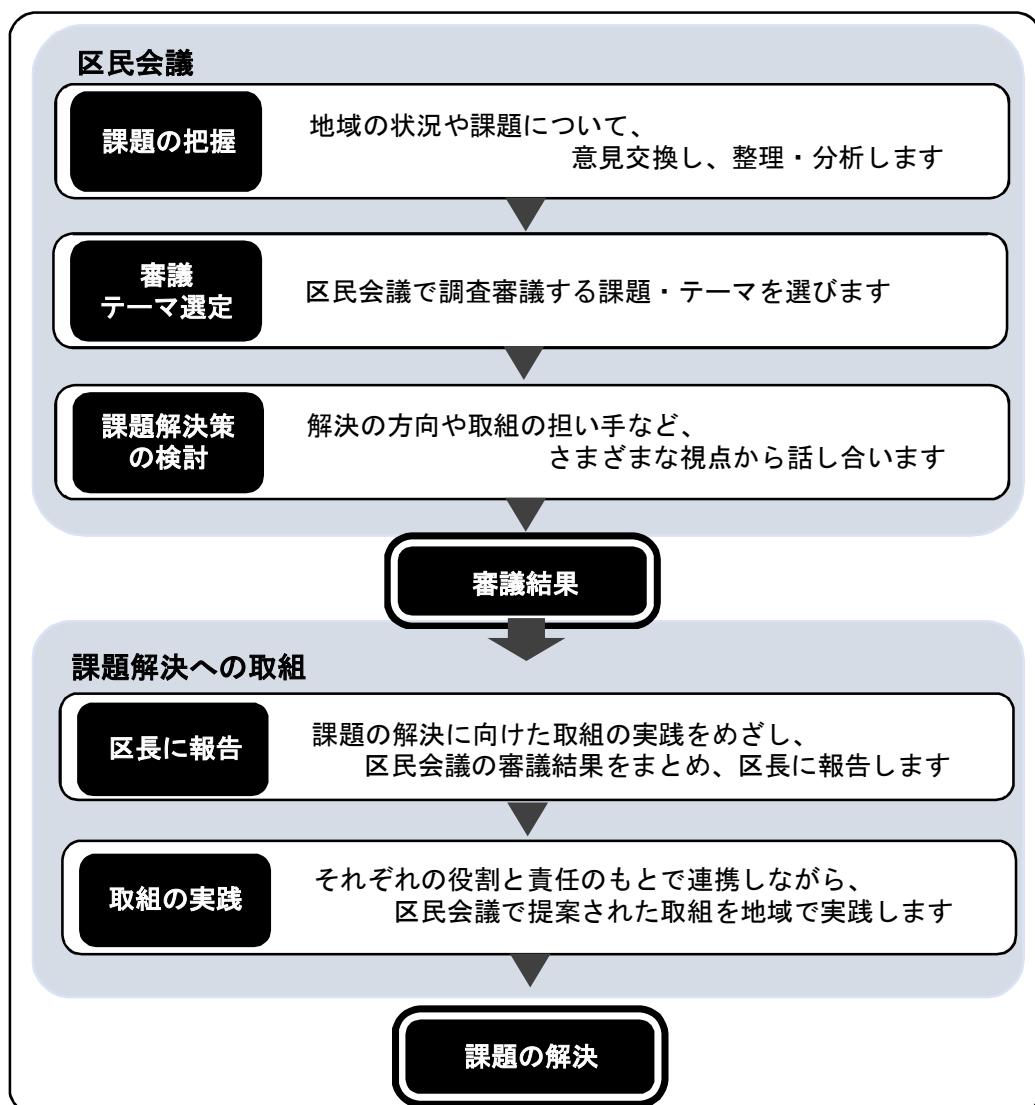
また、提案や提言にとどまらず、課題解決の取組を実践するなど、課題解決の機能も果たしてきました。



(4) これまでのあゆみ

- ・平成 17（2005）年 4 月 自治基本条例施行
- ・平成 17（2005）年 7 月 試行の区民会議を開催（各区 3 回）
- ・平成 18（2006）年 4 月 区民会議条例施行
- ・平成 18（2006）年～ 第 1 期区民会議（任期 2 年）がスタート
- ・平成 20（2008）年～ 第 2 期区民会議（任期 2 年）
- ・平成 22（2010）年～ 第 3 期区民会議（任期 2 年）
- ・平成 24（2012）年～ 第 4 期区民会議（任期 2 年）
- ・平成 26（2014）年～ 第 5 期区民会議（任期 2 年）
- ・平成 28（2016）年～ 第 6 期区民会議（任期 2 年）
- ・平成 29（2017）年 6 月 区民会議休止
- ・令和元（2019）年 6 月 区民会議条例廃止

(5) 区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ



(6) 主な取組課題

区名	主な取組課題（○の数字は取り組んだ期を表す）
川崎	①区のイメージアップ ②人づくり、世代のつながりづくり ③高齢者が安心安全に外出できる環境整備 ④津波をはじめとする水害に対する区民の防災意識の向上 ⑤各家庭での防災意識の啓発 ⑥地域防災力の向上 など
幸	①地域防災活動の推進 ②地域コミュニティ活動の推進 ③地域におけるエコ・環境の推進 ④地域防災力の向上 ⑤自転車利用者の意識改善 ⑥交通安全対策の推進 など
中原	①地域で取り組む環境対策 ②これからの中原のコミュニティづくりを考える ③安全・安心のきずなづくりに向けて ④絆を深めて支え合う防災体制づくり ⑤地域コミュニティ、みんなでまちをきれいに ⑥災害に強い、ユニバーサルなまちづくり など
高津	①子ども・子育て支援 ②地域防災とコミュニティ ③地域でつながる新しい形のコミュニティづくり ④地域防災の推進 ⑤マンションにおける防災対策とコミュニティづくり ⑥自助・共助による防災力の向上 など
宮前	①団塊の世代による高齢者福祉のサポート ②「冒険遊び場」を広めよう！ ③坂道を活かした活力づくり ④環境を活かした「人づくり」 ⑤ほっとやすらぎステーションを拡げよう ⑥地域で気づき、福祉につなぐマインドの醸成 など
多摩	①子どもが外遊びを体験できるしくみづくり ②コミュニティづくり ③家庭ができる地球温暖化防止 ④いざという時に助け合えるしくみづくり ⑤日頃の住民をつなぐ取組が減災につながる ⑥若い人に住んでもらえるまちづくり など
麻生	①子どもの見守り～地域のつながり「あいさつ」が始まり～ ②エコのまち麻生の推進 ③循環型のまち・生ごみリサイクル ④安全・安心のまちづくり ⑤ボランティアの活動促進 ⑥ふるさと麻生づくり～愛着と誇りの醸成～ など

第3章 区民会議のあり方検討の経過

1 区役所改革の基本方針（平成28（2016）年3月策定）

10年後の地域社会を見据えた今後の区役所の果たす役割と取組の方向性を明らかにするため、「中長期的な区役所のあり方」について検討を進め、平成28（2016）年3月に「区役所改革の基本方針」を策定しました。

（1）区役所の果たすべき役割

区役所は、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づき、地域に密着した行政機関として、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことを区役所の果たすべき役割の基本的な考え方として、3つの「めざすべき区役所像」に基づく取組を推進することとしています。

【めざすべき区役所像】

- ①市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所
- ②共に支え合う地域づくりを推進する区役所
- ③多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

（2）区民会議のあり方の検討

区民会議のあり方については、自治基本条例に基づく第4期自治推進委員会において、「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」、「委員の役割や任期、参与の位置付け等区民会議のしくみ自体の整理」などが必要であると提案がなされたことを踏まえ、審議結果を受けた実践活動の手法などの課題があることから、新たな区民会議のあり方については、より多くの区民が当事者意識を持てるよう、身近で小さな単位での実施など、地域づくりに向けた取組との関係性を含めて検討を進めることとしています。

2 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言

(平成29(2017)年3月)

区役所改革の基本方針を踏まえ、学識者3名と公募市民2名で構成される「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」を設置し、区における市民自治の観点から、区民会議等の既存組織の役割や方向性も含め、地域の課題解決・活性化につなげる「共に支え合う地域づくり」について検討し、その結果を平成29(2017)年3月に提言として取りまとめました。

以下では、提言について区民会議に関する内容を抜粋します。

提言：参加と協働による地域課題の解決の新たなしきみ

区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしきみ」を検討することが必要と考えます。

- ・「地域の課題」とは身近な目に見える、実感できる課題であり、決して普遍的・抽象的なものではなく具体的なもののはずです。これまでの区民会議の課題とされてきた「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしきみづくり」や「認知度向上」等についても、市民一人一人の地域課題に対する感覚と区民会議で審議している課題とに乖離があり、市民が区民会議のことを「自分事」として感じられないことが原因ではないかと考えます。
- ・区民会議委員は多様な分野や活動団体から選出されていますが、一部の委員については関心が薄いテーマとならざるを得ない場合もあり、こうした場合にも委員自身にとって「自分事」とはならず、区民会議で審議した課題解決策の実践を、地域の団体(区民会議委員の出身団体であったとしても)に委ねることも、実際の現場では極めて難しいこともあります。
- ・「参加と協働による地域課題の解決」を目的とする場合、川崎市のような1区あたり20万人前後の人口を抱える政令指定都市では、現状の区民会議のように区全域ではなく、地域包括ケア推進システムの構築を踏まえながら、小さな単位(学校区や地区社協単位など)で地域の課題解決を図ることが妥当と考えられます。
- ・実践を考えると「調査・審議」にとどまらず、無作為抽出の手法など多様な地域の方々が参加し、建設的に話し合い、実践するところまでをしきみとして導入することが必要と考えます。
- ・区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしきみ」を検討することが必要と考えます。

提言：その他関連する制度等との関係

「新たなしきみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体として視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われます。

- ・「新たなしきみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、区レベルでは、まちづくり推進組織や資金支援制度、市民活動支援拠点の整備など、全市レベルでは市民活動センターや市民自治財団などといった関連する既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われますので、併せて提言します。

3 これからのコミュニティ施策の基本的考え方

(平成31(2019)年3月)

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会の提言を受けて、市民創発による持続可能な暮らしやすい地域を実現するため、平成31(2019)年3月に「コミュニティ施策の考え方」を策定しました。

以下では、希望のシナリオの実現に向けた今後のコミュニティ施策の取組における「新しい参加の場」に関する事項について抜粋します。

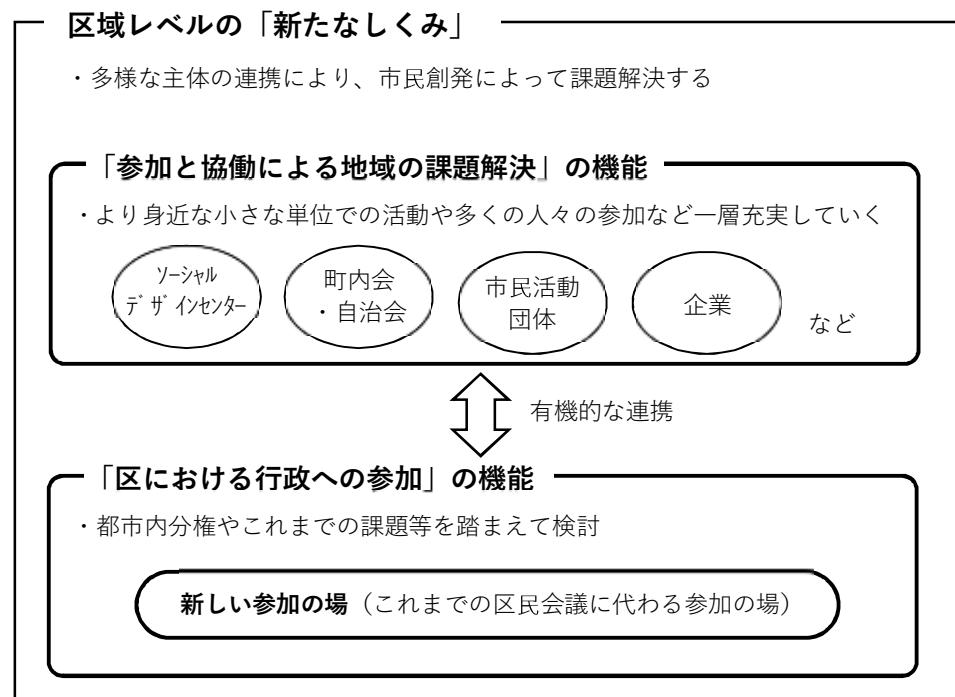
(1) 市民創発の共有

- ・川崎市では、自治運営の基本原則である情報共有、参加、協働に基づき、様々な施策を展開してきました。これまでの取組を深化させ、この「コミュニティ施策の考え方」に基づき、新たに「市民創発⁴」という考え方を共有し、様々な主体が出会いながら、多様な資源を持ち寄りながら、より複雑化する地域課題に的確に対応し、社会の変化を促しつつ、「希望のシナリオ」を実現し、市民自治と多様な価値観を前提とした豊かで持続可能な都市型コミュニティの形成を目指していきます。

⁴ 市民創発…様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出していくというものです。(これからのコミュニティ施策の基本的考え方(平成31(2019)年3月策定))

(2) 既存施策の方向性

- これまでの区民会議は「参加と協働による地域の課題解決」を目的に設置され、課題解決に向けた調査審議を行ってきました。また、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区行政及び市政に反映するよう努める「区における行政への参加」の機能も併せて担ってきました。
- 「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしきみ⁵」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待されることから、「新たなしきみ」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人の参加など、一層充実していくものと考えられます。
- 「区における行政への参加」の機能については、区民の多様な意見を反映する制度のあり方について、「まちのひろば⁶」や「ソーシャルデザインセンター⁷」との関係性も含めて検討を進めます。
- 政令指定都市という大都市における都市内分権の機能という観点や既存制度の運用における課題等を踏まえ丁寧に議論を進めます。



⁵ 新たなしきみ…希望のシナリオの実現に向けて、地域のつながりをつくり、多様な主体による地域づくりを進めていくためのしきみです。（これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定））

⁶ まちのひろば…目的がなくても、誰もが気軽に集える場であることと同時に、活動中の人々やこれから頑張りたいと思っている人々のための場や、地域の人材が専門性を発揮して、新しい活動に結び付く「コトおこし」ができる場が想定されます。（これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定））

⁷ ソーシャルデザインセンター…相談、資金助成、人材育成のほか、町内会・自治会、NPO、企業等をつなぐコーディネート機能、「まちのひろば」への支援などを担う区域レベルのプラットフォーム（基盤）です。（これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定））

4 区民会議意見交換会及びアンケート調査

(平成 29 (2017) ~30 (2018) 年 2月)

各区の区民会議委員を対象とした意見交換会及び同委員へのアンケート調査を行うなど、区民会議の成果や課題について区民会議委員からの意見を聴取した結果、これまでの区民会議について、区民会議委員の負担感、効果的な課題解決に向けた実践的な展開のあり方などの課題が指摘されました。

- 「地域課題を抽出することができた（色々な意見を吸い上げることができている）」、「区や地域に興味をもつききっかけができた」、「提言が行政に反映されて市民生活がよくなつた」という意見から、参加のしくみとしての有効性も確認された一方で、「他の会議との重複感」、「委員構成に偏りがあった」、「他の会議との重複感や負担感があった」、「検討テーマにあった人選が必要」、「任期 2 年では課題解決まで見届けられない」、「会議の敷居が高く意見が言いづらい」、「市民参加の仕方も変わってきている」といった意見があり、参加のしくみとしての課題もあげられました。
- 任期 2 年、人数20名などを固定的に定めた区民会議条例の規定等により、柔軟な見直しが困難だったことから、これまで指摘された課題の解決が難しかった面もあったため、参加のしくみの検討にあたっては、柔軟な見直しができるしくみが求められました。

【区民会議意見交換会】

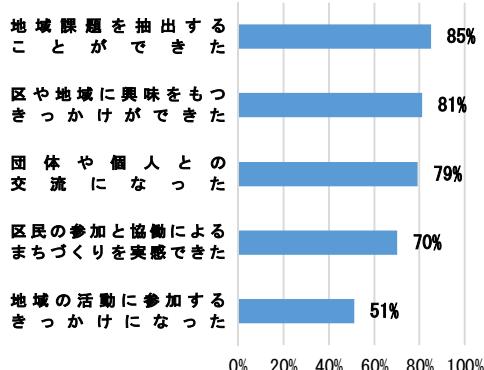


第3章 区民会議のあり方検討の経過

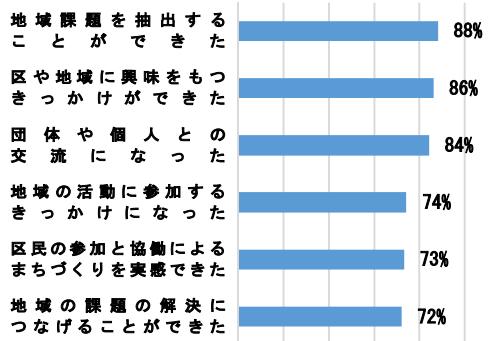
【アンケート結果】(第6期委員及び委員経験者(第1~5期委員長、副委員長等))

よかった、楽しかった、成果と感じたこと(「そう思う」と「ややそう思う」の合計(多い順))

第6期委員

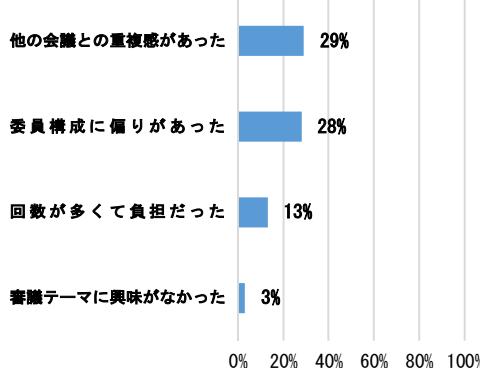


委員経験者

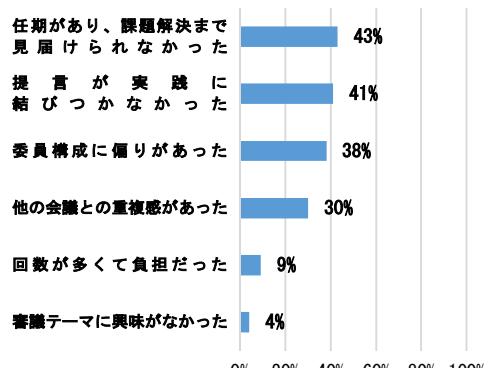


よくなかった、大変だった、課題と感じたこと(「そう思う」と「ややそう思う」の合計(多い順))

第6期委員



委員経験者



5 コミュニティ施策検討有識者会議

コミュニティ施策推進の進捗状況等に関し、学識経験者による市民意見の整理や専門的知見から助言を得ることを目的に、川崎市コミュニティ施策検討有識者会議を設置し、学識経験者3名により、「区における行政への参加」について助言（平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度）を受けました。

以下は、助言の抜粋となります。

○制度理念

- ・これまでの課題を改善し、万能に全ての機能を担う単一の会議体を設置することは難しいため、単体の会議体ではなく、例えば、会議や広聴など複数の既存機能と補完しながら、全体として新たな区民会議システムを構成するはどうか。
- ・新たな区民会議システムは、無作為抽出方式等のフォーラムなど、アドホック（特定・特別の目的のために臨機応変）に行う柔らかいシステム（しくみ）として捉えた方がよい。
- ・固い会議体等を作ると5年くらいで機能しなくなる可能性があるのであれば、その都度、色々なものを実験していくようなものとして、新たな区民会議システムを構築した方がよい。
- ・「新たな参加の場」には、市民意見が、参加の場で意見交換・議論させることで精査され、新しい情報となること（情報生産機能）、その議論をオープン（公開）にして社会の中に溢れ出させる機能（メディア機能）が求められる。
- ・区として、市民創発で起きていることに対して、どういうところが対応できるのか考えることが大切である。
- ・「新たな参加の場」での提案を区行政に反映できない場合、その理由をしっかり説明すればよい。参加の場で聴いた意見を全てやらなければいけないというのは違うと思う。

第4章 区における行政への参加の基本的な考え方

1 検討における要点

これまでの制度運用における課題の解決や、関連する方針、施策における取組を踏まえて、「新しい参加の場」のしくみを構築するため、「区における行政への参加」の検討における要点を整理します。

(1) 区役所に求められる機能

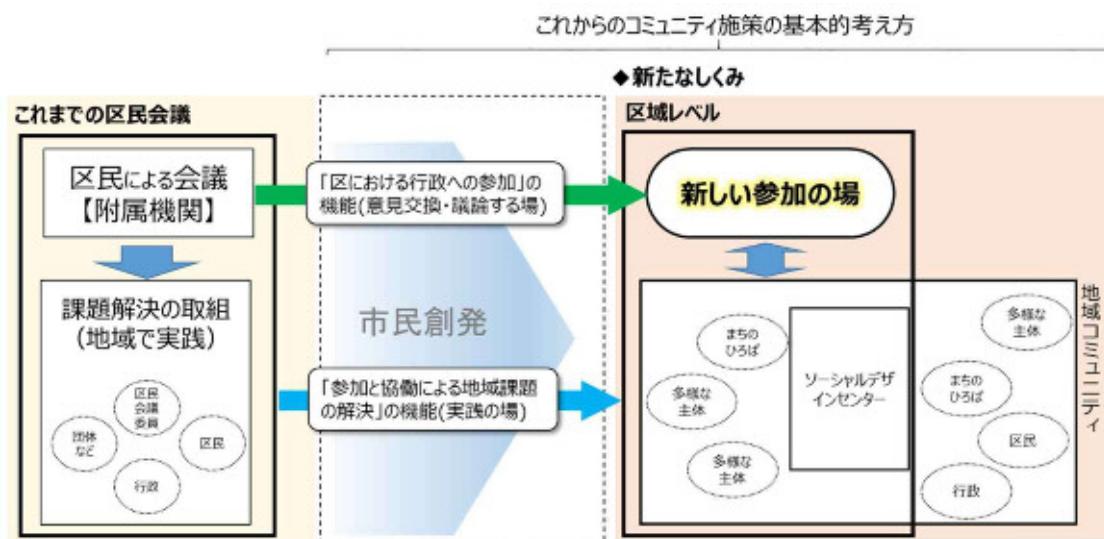
- 自治基本条例では、区役所を参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くための拠点として位置付け、区長に区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めるという役割を規定しています。
- また、市民に身近な区役所は、市民同士が支え合い、課題の解決が図られる地域づくりに向けて、地域での「顔の見える関係」や地域コミュニティの形成につながるきっかけづくりの取組を進めるとともに、地域課題対応事業の活用や取組自体の工夫などにより、多様な主体の参加と協働による地域の課題解決に取り組みます。
- 市は、こうした区役所の位置付け及び区長の役割を前提として、区における課題を市民の参加と協働により地域で主体的に解決することを目的に、多様な意見を出し合い、議論・意見交換できる環境を制度として保障していく必要があります。

(2) 参加する市民の代表性のあり方

- 地域団体等の代表者や公募市民などの参加者の意見は、必ずしも市民全体の意見を代表するものではありません。しかしながら、いただいた意見を区行政及び市政に反映するよう努めることとする区民会議の制度趣旨から、参加する市民の代表性のあり方が課題となります。
- そこで、参加者に代表性を求めるのではなく、「参加の場」の透明性の確保や、出された意見を多様な対話に基づく、真摯な意見交換の結果としていくことが重要です。
- また、より多くの方の参加を得るために、無作為抽出の手法を取り入れるなど、これまで参加のきっかけがなかった市民への働きかけも必要です。

(3) コミュニティ施策の推進と地域で支え合う関係づくり

- 「コミュニティ施策の考え方」では、今後のコミュニティ施策の取組として、希望のシナリオの実現に向け、新たに市民創発という考え方に基づくまちづくりの方向性を示しました。
- これまでの区民会議が担ってきた「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、行政主導の協働スタイルを見直し、多様な主体による「新たなしきみ」による市民創発型の課題解決を目指すこととし、「区における行政への参加」の機能は、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性も含めて検討をする必要があります。
- 「ソーシャルデザインセンター」は、7区横並びに同じものを設けるのではなく、出来るところから進めしていくこととしています。「新しい参加の場」についても、区の独自性を踏まえて、各区の実情に応じながら、様々な手法で試行錯誤しながら取組を進めます。
- また、地域における人と人との多様なつながりの機会が不足しているという意見もあります。地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や地域防災の取組など、地域で実践する課題解決の取組に向けて、日々の暮らしや災害時において地域で支え合う「互助」の関係づくりも重要です。



地域包括ケアシステム…川崎市では、高齢者や障害者、こどもに関わる施策をはじめとする保健医療福祉分野に限らず、まちづくりや教育、経済分野などあらゆる行政施策が連携したシステム構築をめざしています。

(4) これまでの制度運用における課題

- 「委員構成に偏りがあった」や「他の会議との重複感があった」、「任期があり課題解決まで見届けられなかった」との意見がありました。これまでの区民会議を附属機関という枠組みで実施していたため、委員や任期など実施形式を柔軟に変更することができなかっことにも、これまでの制度運用における課題の要因があります。
- 区民会議委員は、各分野から選出された後に、議題やテーマを検討・選定していたことから、その決定に時間を要し、負担が増加するだけでなく、決まったテーマによっては、委員自身にとって関心が薄く「自分ごと」として感じられなかっただという指摘もありました。
- また、これまでの区民会議は様々な成果を上げてきた一方で、「提言が実践には結びつかなかった」という意見もありました。意見交換にとどまらず、課題解決の取組まで議論し、その結果を区行政及び市政の反映に努めるため、そのしくみを検討する必要があります。

課題としての主な意見（区民会議委員へのアンケート調査・区民会議意見交換会）

- ・課題が区民に届かない
- ・課題が偏りがち（テーマが似る）
- ・意見の敷居が高い
- ・楽しいことを言える雰囲気でない
- ・他の会議との重複感があった
- ・委員構成に偏りがあった
- ・回数が多くて負担だった
- ・審議テーマに興味がなかった
- ・任期があり課題解決まで見届けられなかった
- ・提言が実践に結びつかなかったなど

2 制度運用の方向性

(1) 方向性

- 大都市における市民自治充実の観点から、身近な区を単位として、「新しい参加の場」を制度として保障・充実させるため、試行の取組と継続的な意見聴取を推進しながら、今まで以上に、より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充を図ります。
- 「新しい参加の場」については、一律の枠組みを最初から決めるのではなく、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとします。
- より複雑化する地域課題に対応するため、「新しい参加の場」での対話による相乗効果と区役所と局等相互の適切な調整により、地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進していきます。

(2) 基本的な考え方

① 市民自治の充実に向けた参加機会の拡充

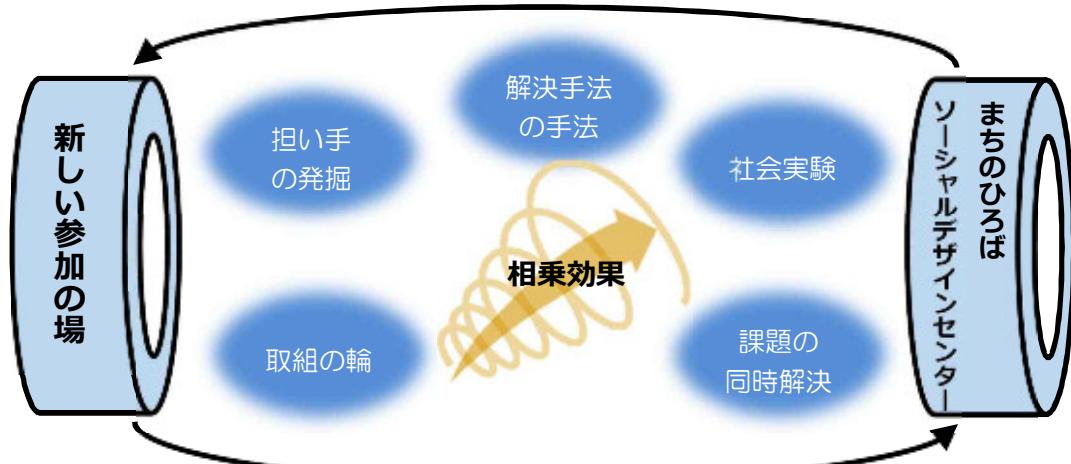
- 川崎市は、歴史的な経過から南北に細長い形であり、人口が150万人を超える政令指定都市であるため各区の状況や地域の課題も様々です。1区あたり20万人前後の人口を抱える大都市として、市民自治の充実を図るため、より多くの市民が区における行政に参加する機会を制度として保障し、有効に機能させていくことが必要です。
- これまでの区民会議は、条例で設置された附属機関として委員20人以内、任期2年など固定的な枠組みで、参加の機会が限られていました。こうした、これまでの制度運用における課題を踏まえ、「新しい参加の場」では、今までの参加者はもちろんのこと、参加のきっかけがなかった市民、無関心層など、より多くの方の参加を得るために、様々な参加手法や実施方法の工夫により、参加機会の拡充を図ります。
- 「新しい参加の場」をより良いしくみとするため、多様な手法にチャレンジしながら、試行の取組と継続的な意見聴取を推進します。

② 多様な市民意見の聴取を可能とする柔軟なしくみ

- より複雑化する地域課題の解決に向けて、多様な市民意見を聴取するために、実施形式や開催場所・時間などを工夫することにより、幅広い世代の方、地域活動を積極的にしている人やしていない人、テーマに特別関心が強い人や、逆に無関心な人など属性が異なる多くの人が参加できるよう取り組みます。
- また、より良い議論をするには、検討すべき課題がまず先にあり、その課題にふさわしいメンバー構成を検討し、対話の場を設定するという組立が望まれます。
- 「新しい参加の場」において、活発な意見交換や議論を促し、多様な意見を抽出するため、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとします。

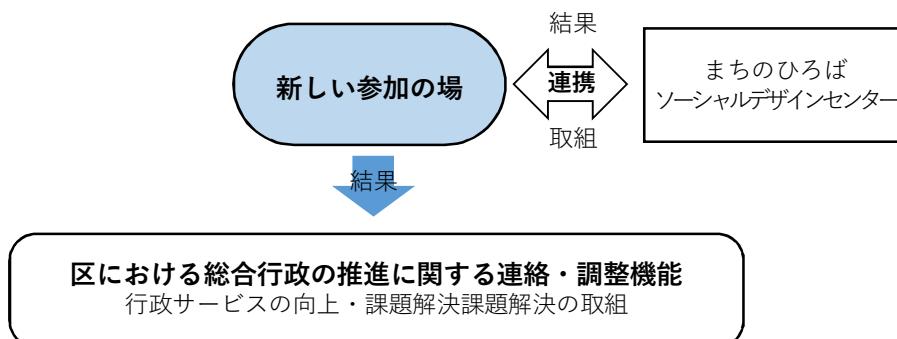
③ 新たな価値を創出する市民創発を促す場

- 近年、単身世帯の割合の増加や少子高齢化、住民同士の関係の希薄化など、暮らしを取り巻く地域コミュニティの環境が変化し、より地域課題が多様化・複雑化しています。
- 「コミュニティ施策の考え方」では、目的がなくても誰もが気軽に集える「まちのひろば」と、市民創発による課題解決を目的に社会変革を促す「ソーシャルデザインセンター」と、「新しい参加の場」について、地域課題を解決する役割を果たす「新たなしくみ」としています。
- 地域課題の解決に向けては、地域の実情を把握し、その動きと連動する必要があります。地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や防災、子育て等に関する取組を推進するため、支え合う関係づくりに取り組むとともに、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」と「新しい参加の場」が連携することで相乗効果を生み出し、市民創発型の課題解決の取組を推進します。
- 「新しい参加の場」において、場の持ち方や実施形式、プログラム構成等を工夫することにより、参加者の対話による市民創発を促し、それぞれの思いを共有・共感させ、今まで考えもしなかった、思いもよらない解（新たな解）を導きだすことを目指して取り組みます。



④ 組織間での調整機能の適切な運用等による課題解決の取組の底上げ

- 「新しい参加の場」で意見交換・議論した結果は、地域課題の解決に向けた真摯な意見交換の成果として尊重する必要があります。
- その成果を具体的な取組につなげる方向性については、大きく以下の3つに分けられます。
 - ① 協働による解決を目指すもの⁸
 - ② 市・区の事業として市民参加による解決を目指すもの
 - ③ 主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すもの
- 行政以外との協働による解決や、主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すものについては、「新しい参加の場」の構成メンバーのつながりや、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」等との有機的な連携などにより、課題解決の取組を検討・調整します。
- 行政との協働による解決や、市・区の事業として解決を目指すものについては、関係部署や既存会議等と連携を取りながら、区における総合行政の推進に関する連絡・調整機能を適切に運用し、行政サービスの向上・課題解決の取組の底上げを図ります。



⁸協働による解決を目指すもの…市民活動団体や町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学等の多様な主体がそれぞれの特徴や役割を活かして、地域の課題や社会的課題を解決する協働の担い手として期待されています。

第5章 「新しい参加の場」の基本的な枠組み

1 具体的な取組の方向性

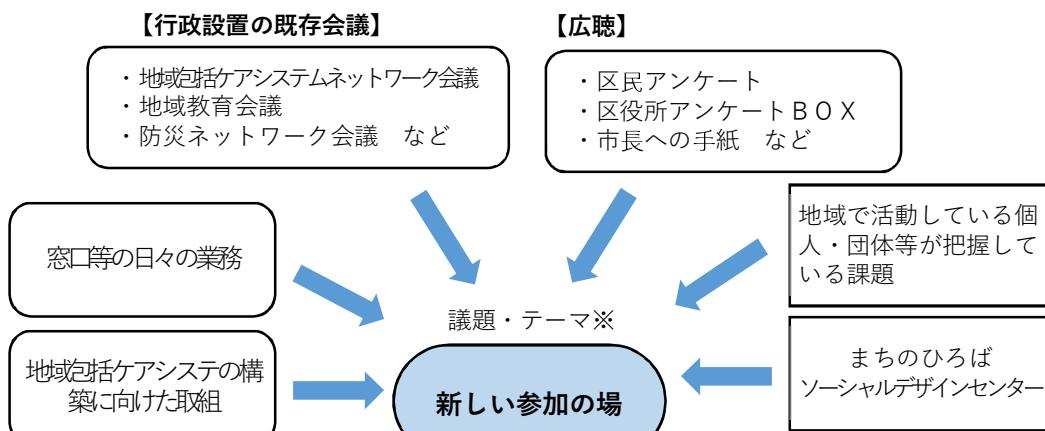
「新しい参加の場」に関する具体的な取組については、前章「区における行政への参加の基本的な考え方」に基づき、以下の方向性を基本として、試行実施に向けて検討を進めていきます。

① 若い世代や新しい人材の確保、ポストコロナ時代を見据えた取組の工夫

- これまで地域で活動してきた方の豊富な知識や豊かな経験は、地域にとって貴重な財産となっています。一方で、地域活動の継続的な力を育むには、若い世代や、働き盛りの世代の参加が不可欠となります。
- 多様な意見聴取や、新たな視点を取り入れるためにも、特に若い世代や新たな人材の参加への配慮に加え、ポストコロナ時代を見据えて、新しい生活様式を踏まえた参加の場の整備など、オンラインでの実施など積極的なＩＣＴの活用、平日夜間や休日開催など開催手段・時期を工夫して取り組みます。

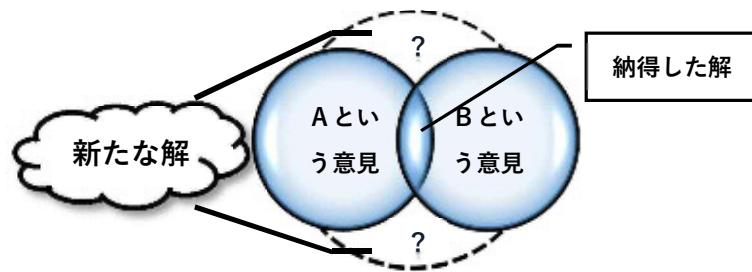
② 地域の実情を踏まえた議題・テーマの設定

- 「新しい参加の場」で意見交換する地域課題については、地域で生活している市民の実感に基づく課題であることが大変重要です。一方で、「区における行政への参加」という観点からは、行政計画や方針、各事業へ市民意見を反映するため、市民参加による場の設定が必要なものもあります。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や、日々の相談業務、協働事業などで「区役所が把握している課題」及び、課題解決に向けて「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを「議題・テーマ」として行政が設定します。



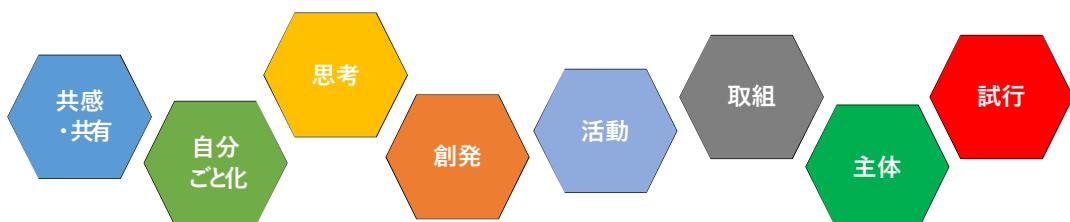
③ 場づくりのコーディネート機能

- ・「新しい参加の場」は、今までの様に、意見集約や提言など一つの解を目指す場ではなく、他者との意見交換や対話によって共感や思いの共有によって、相手を認め、様々な意見があることを理解することで、多くの意見を引き出すとともに、納得した解だけではなく、今まで考えもしなかった、思いもよらない解(新たな解)を導きだすことを目指します。そのため、意見が対立したり、異質で個性的な意見が出されたりする場合であっても、それぞれの意見を排除することなく、意見交換の場をコーディネートしていかなければなりません。
- ・本市では、区役所のコーディネート機能の強化を図るため、行政職員のファシリテート能力の向上を目指した実践的な研修などに取り組んでいます。こうした取組だけでなく、必要に応じて第三者としての立場でのファシリテーターを配置するなど、市民創発を促すため、場づくりのコーディネートに取り組みます。



④ 参加の場のプロセスデザイン

- ・「新しい参加の場」について、地域課題の解決に向けた企画・立案、実践、評価・検証等のどの段階に設定するかによって、意見交換した結果をどのように「反映」していくのかが異なります。
- ・こうした参加の場のプロセスデザインを明確にするとともに、最終的には議論した結果を課題解決の取組までつなげることが大切となります。単に課題に対する意見に止まらず、地域課題を「自分ごと化」して、自分たちなら何ができるかという視点を持ちながら、その具体的な解決方法とその担い手となる実施主体についても議論することが重要です。
- ・行政が取り組むべき課題は区・市の事業として解決を目指し、地域で解決できる課題は、「新しい参加の場」の枠を超えた新しい活動の創出や、既存活動での解決など、課題解決を見据えた運用を目指します。



2 開催に関するガイドライン

開催形式等は、「1 具体的な取組の方向性」を踏まえ、以下の内容を基本として、試行実施までに詳細について検討を進めていきます。

「新しい参加の場」の開催、運営にあたっては、要綱等により運営事項を定めます。

(1) 「新しい参加の場」及び参加者の位置付け

○暮らしやすい地域社会の実現のため、他の法令や制度に基づく参加機会が確保されているものを除き、「区における行政への参加」として、参加と協働による地域課題の解決を目的に、区役所が主体となって意見交換・議論する場を創出します。

○「新しい参加の場」は条例で委員数や任期などを定める附属機関とはせず、議題やテーマに応じて、弾力的に運用できる柔軟かつ、より多くの市民が参加できるしくみとします。

○参加者は附属機関の委員ではないため、委嘱等は行いません。

(2) 開催単位

○「コミュニティ施策の考え方」における区域レベルの新たなしくみの一つとして、区で開催します。

(3) 開催主体

○自治基本条例における区の役割に基づき、区役所が主催します。

(4) 実施形式の例

① ラウンド・ミーティング型（小規模）

- ② 既存会議の代表者や、ソーシャルデザインセンターの代表者などと、少人数で区域の横断的なテーマで意見交換する。
- ④ テーマや対象者を絞らず、公募により幅広く意見交換する。
- ⑤ テーマ設定やターゲットを絞り、推薦や公募によって意見交換する。

② ワークショップ型（中規模）

- ③ 公募や無作為抽出の市民と、特定テーマで意見交換する。
- ④ 公募や無作為抽出の市民と、区域の横断的なテーマで幅広く意見交換する。

③ レクチャーフォーラム・シンポジウム型（大規模）

- ③ 専門家の話をきき、その後公募や無作為抽出の参加者と講師若しくは参加者同士で話し合う。
- ④ 壇上で代表者（2人～6人）が話し合い、その後、公募や無作為抽出の参加者と代表者若しくは、参加者同士で話し合う。

④ 混合型

上記①から③を組み合わせて意見交換する。

<ラウンド・ミーティング>



<ワークショップ>



<シンポジウム>



(5) 意見集約や提言等

○「新しい参加の場」は附属機関ではないため、合議し、区長等に対する報告、答申、提言等は行いません。参加者から聴取した個別意見を意見交換の結果として、行政がそれぞれの意見を類型化するなど、開催記録として取りまとめます。

(6) 区民会議のリニューアルに向けた取組であることの明示

○「新しい参加の場」は柔軟に実施することができ、会や集まりの名称等も自由に決めることが可能ですが、区民会議のリニューアルに向けた取組であることを明示します（明示する文言、名称、方法等については試行実施までに検討）。

(7) 構成メンバー（参加者）の選出・人数・任期

○「新しい参加の場」は議題やテーマに応じて、構成メンバーや人数などを設定します。

(8) 構成メンバー（参加者）の役職等

○運営にあたっては、会長等の役職は設けず、構成メンバーが対等な立場での意見交換・対話する場とします。

(9) 構成メンバー（参加者）への対価

○議題やテーマ等に応じて多様な手法で意見聴取、意見交換の場を設定し、より多くの市民が参加できるようにするため、予算の影響によって開催回数や参加人数等に制限がかからないよう構成メンバー（参加者）への対価（謝礼金）は原則、支払いません。

○ただし、学識経験者などの有識者からの意見が必要な場合や、無作為抽出により市民に参加を求める場合などは、必要に応じて、対価（謝礼金）を支払うことができるものとします（詳細は今後検討）。

(10) 公開

○「新しい参加の場」は公開とし、ＩＣＴを積極的に活用し動画をインターネットで配信するなど、開催時間にかかわらず傍聴できる工夫をします。

(11) 開催記録

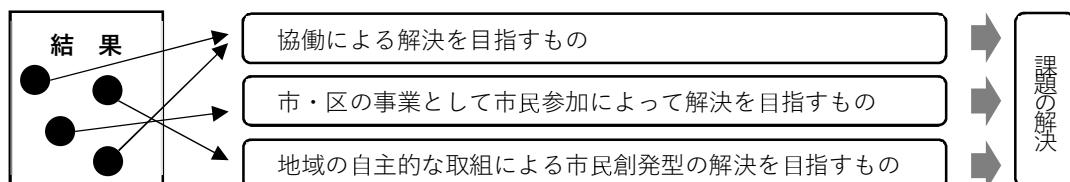
○記録を作成し、市（区）ホームページに掲載するほか、各区で閲覧できるようにします。

(12) 実施結果の取扱い

- ・「新しい参加の場」での結果は、ひとつとは限りません。それぞれの結果を、市民と行政が、その役割と責任において、課題の解決に取り組む必要があります。また、市として課題解決に取り組むことが難しい場合には、その理由を説明し応答責任を果たす必要があります。
- ・課題の解決においては、その取組を一から実施するものや、既にある取組や活動を活かしながら進めるものもあることから、その取組の熟度に応じながら実施内容を決める必要があります。

【結果を具体的な取組につなげる方向性】

- (ア) 協働による解決を目指すもの
(イ) 市・区の事業として市民参加による解決を目指すもの
(ウ) 主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すもの



3 今後の検討課題

令和2(2020)年11月に「参加の考え方」検討の方向性について取りまとめ、地域が抱えている課題への考え方や、元区民会議委員の経験を踏まえた意見を伺うため、同年11月下旬から12月にかけて、町内会・自治会への説明や、元区民会議委員への説明会及びアンケートを実施しました。

その中でいただいた御意見等については、「参加の考え方」に一部を反映するとともに、今後の試行実施及び「新しい参加の場」の取組を推進する上での検討課題とします。

<町内会・自治会への説明>

名称	日付	場所	人数
中原区町内会連絡協議会「役員会」	令和2年11月19日	中原区役所	22人
橋地区町長会議	令和2年11月26日	橋出張所	36人
全町連役員会	令和2年12月1日	総合自治会館	19人
川崎区連合町内会理事会	令和2年12月11日	川崎区役所	13人
麻生区町会連合会理事会	令和2年12月11日	麻生区役所	20人
高津地区連合町内会町長会議	令和2年12月14日	高津区役所	31人
多摩区町会連合会 役員会	令和2年12月18日	多摩区役所	13人
幸区町内会連合会	令和2年12月21日	幸区役所	22人

<元区民会議委員への説明会>

回数	日付	場所	人数
第1回【宮前区】	令和2年12月18日	宮前区役所	9人
第2回【幸区】	令和2年12月21日	幸区役所	4人
第3回【川崎区】	令和2年12月21日	川崎区役所	13人
第4回【麻生区】	令和2年12月22日	麻生区役所	11人
第5回【多摩区】	令和2年12月22日	多摩区役所	11人
第6回【高津区】	令和2年12月23日	高津区役所	8人
第7回【中原区】	令和2年12月23日	中原区役所	10人

(1) 主な意見・質問等（元区民会議委員説明会・アンケート）

○検討の方向性について

- ・声なき声をどう取り込めるか。
- ・南部と北部で課題が違う。区の特性に基づいて議論すべき。
- ・誰が「新しい参加の場」に参加することになるのか。
- ・物事を決める時には、ある程度期限を区切ることは必要。
- ・意見をしたものが、結果としてどう反映されるのか。
- ・誰が、どうコーディネートしていくのか。
- ・予算はどうなるのか。予算がないと実行するにしてもできない。
- ・住民自治は、住民が主体でやっていくことが大切である。
- ・住民との対話をもっとしてほしい。
- ・もっと下からの声を拾い上げるべき。
- ・若い人に参画してもらうために、オンラインを活用してはどうか。
- ・若い人たちから、率直な意見を汲み上げて、参加を促進できるしくみを期待する。
- ・内容がよくわからない。
- ・議員はどのような扱いになるのか。
- ・まち協との関係性の整理が必要。
- ・まち協は、課題を持った人が参加していた。
- ・それぞれの団体がクローズな状態である。
- ・地ケアとのマッチングはどうなるのか。

○試行実施の枠組みについて

- ・構成メンバーの選出にあたって、ステークホルダーをどう設定するか。
- ・議題やテーマは誰が決めるのか。
- ・事務局は誰が担うのか。市民が事務局に入る必要があるのではないか。
- ・行政が責任を持ってやるべき。

○ソーシャルデザインセンター（以下「ＳＤＣ」という。）について

- ・ＳＤＣはどういうものか。誰がやるのか。
- ・ＳＤＣとの有機的な連携とはどういうものか。
- ・区民会議の課題をＳＤＣが拾い上げるのか。
- ・ＳＤＣについて、予算が3年経ったら行政から補助金が出なくなるので、本当にそれで、できるのか。行政もお金は市民の税金なので、行政の予算を使ってやっても良いと思う。
- ・行政の予算が入ると制約される部分があるので、自力でやらないと自分でやりたいことの理想は叶えられないと思う。

○これまでの区民会議について

- ・区民会議はあまり知られていない。
- ・区民会議の良さを再認識した。きちんとやっていた自負がある。
- ・附属機関でなくなることで、区の職員の関与はどうなるのか。
- ・これまでの区民会議は形式的だったので、難しさがあった。ただし、色々な人に出会えてよかったです。
- ・これまでの区民会議は委員構成に偏りや選出方法に違いがあった。
- ・区民会議は提案ありきで進んでいった。
- ・環境問題などの区で取り扱えないテーマなどは取り上げてもらえなかった。区と局との連携が必要。
- ・これまでの区民会議は、行政に何をやってもらいたいかということであったが、将来的に自分の区がどうなったら良いかを話せると良いと思う。
- ・提言されたことが、実践されていない。
- ・予算の金額によって、開催回数が制限されたため、報酬はなしでよい。

○新型コロナウイルス関連について

- ・コロナの影響など、社会環境が大きく変わろうとしている。いい方向に向かえば。
- ・コロナ禍で、ＩＴの能力の差が生まれている。



(2) 今後の検討課題

今後の検討課題について、次のとおり整理します。

○議題・テーマの具体的な設定方法

- これまでの区民会議では、課題・テーマ設定が行政側の主導によるものもあった。地域課題を一番よく知っている地域の方の自主的な取組が大事であることを踏まえた議題・テーマ設定の具体的な方法を検討します。
- また、議題・テーマには、地域の将来像や魅力など前向きに取り組むことができるテーマ等の設定が可能な場としていくことも大切となります。

○構成メンバーの具体的な選出方法

- 議題・テーマに応じて、誰をどのように選ぶか、議論や意見交換を活性化させるための「構成メンバー」の具体的な選出方法を検討します。

○運営への参加

- 事務局について、市民自治の観点から、運営を行政のみが担うだけでなく、市民も運営に参加という視点も検討します。

○具体的な課題解決に向けた調整フロー

- 区と局で連携が必要な区域の課題について、局区間の連絡・調整機能を適切に運用するため、具体的な調整フローの見直しを検討します。

○「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との具体的な連携方法

- 議題・テーマの設定方法や、地域の自主的な取組による市民創発型の解決を目指すものなど、各区の「ソーシャルデザインセンター」の進捗状況を踏まえて、具体的な連携方法を検討します。

第6章 今後のスケジュール

今後は、第4章を踏まえ、第5章で示した 「新しい参加の場」 の基本的な枠組みに基づき取組を進めていきます。

今後のスケジュールについては、令和3（2021）年度中に「新しい参加の場」の試行実施を開始し、約2年間の試行期間を設けます。令和5（2023）年度に試行実施と併せて検証作業を行い、令和6（2024）年度の本格実施を目指して取組を進めます。

各区における試行実施の間も、「新しい参加の場」の枠組み等について継続的に意見聴取を行います。また、本格実施後も柔軟なしくみとして、課題や成果を踏まえて、より良い「参加の場」となるよう常に試行錯誤し、改善を図ります。

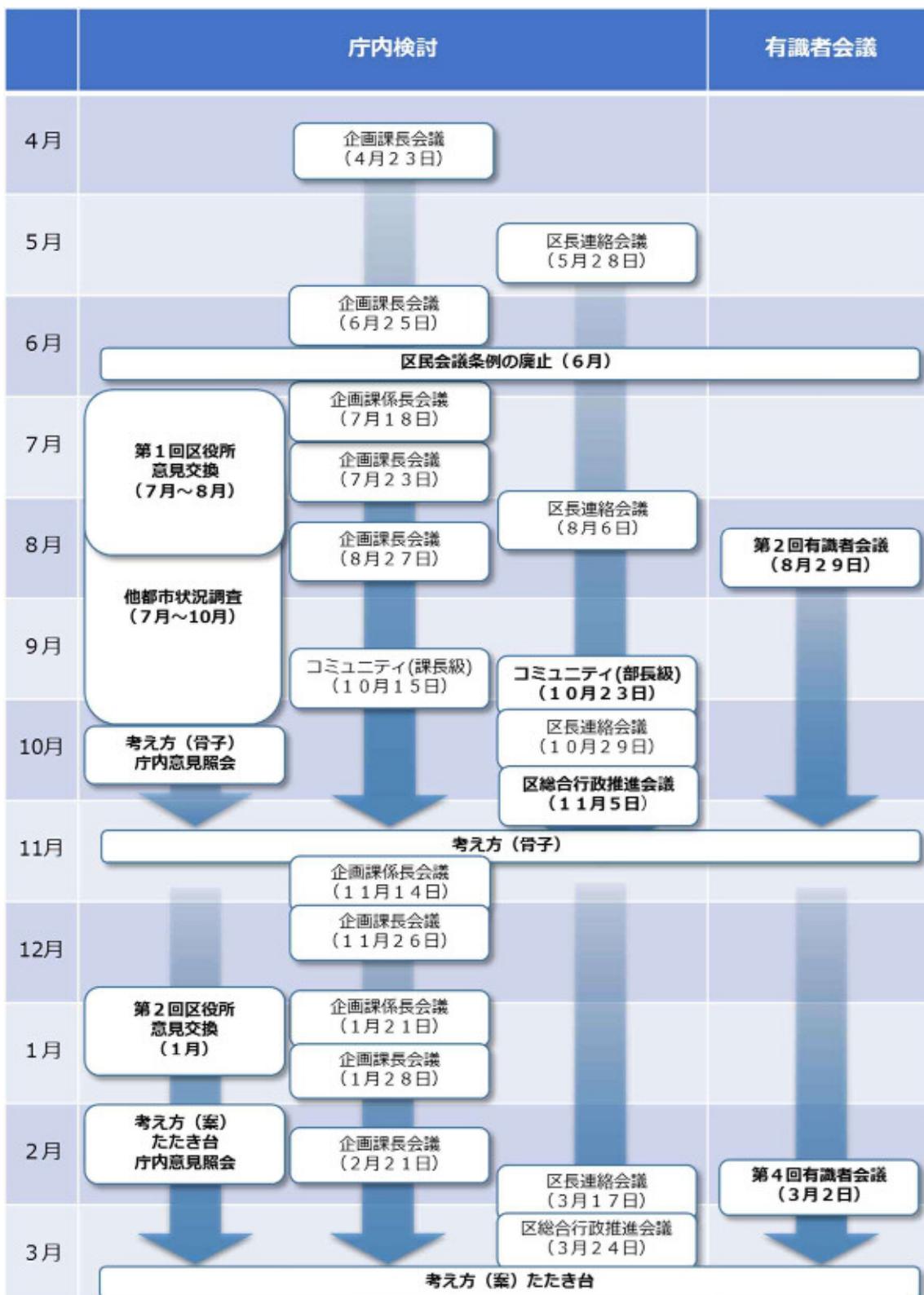
<スケジュール（想定）>



資料

1 策定経過

○令和元（2019）年度スケジュール



○令和2（2020）年度スケジュール

	府内検討	議会・市民説明等
4月		
5月	企画課長会議 (6月26日)	
6月	企画課係長会議 (7月8日) 企画課係長打合せ (7月27日)	副区長会議 (7月2日)
7月	企画課長会議 (8月25日)	
8月	企画課係長打合せ (9月2日) 企画課長会議 (9月15日)	区長連絡会議 (9月15日)
9月	市長・副市長 意見交換会 (9月15日)	企画課長会議 (9月29日)
10月	企画課係長打合せ (10月2日) 企画課長会議 (10月6日) 企画課長会議 (10月27日)	副区長会議 (10月1日) 区長連絡会議 (10月6日) 区長連絡会議 (10月20日)
11月		区総合行政推進会議 兼政策・調整会議 (11月10日) 文教委員会 (11月18日)
12月	考え方 検討の方向性	町内会・自治会への 説明 (11月～12月)
1月	企画課長会議 (11月24日) 企画課係長打合せ (12月7日) 企画課長会議 (12月22日) 関係課長会議 (1月7日) 企画課長会議 (1月26日)	元区民会議委員への 説明 (12月)
2月		副区長会議 (1月7日) 区長連絡会議 (1月19日) 区総合行政推進会議 兼政策・調整会議 (2月2日) 文教委員会 (2月10日)
3月	考え方 (案)	パブリックコメント (2月～3月) 市民説明会 (3月13日)

2 川崎市コミュニティ施策検討有識者会議

○平成 30（2018）年度第 4 回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議資料

「新たなしくみ」の構築に伴う既存施策（

1 概要

- ・多元的な価値観を基盤とするこれからの都市型コミュニティを目指して、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する「新たなしくみ」の構築に伴い、既存施策である「区民会議」について整理する。

2 区民会議について

1 これまでの区民会議の経緯

- ・「区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資すること」を目的に平成 18 年に設置された。
- ・地域における自治の拠点であり主体である区役所及び区長と並んで位置付けられ、区における市民の参加と協働による自治運営の一端を具体化した機関・機能である。
- ・地方自治法上の「区地域協議会」が意識されており、地方分権を推進する上での「内なる分権」のツールとしての側面を有する（役割は地域の抱える課題の抽出と解決に向けた調査審議に特化）。
- ・川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会報告書による提言を受け、既存の枠組みを前提とせず、一度立ち止まってこれまでの成果や課題を検証した上で、「新たなしくみ」の検討を進めていくことが望ましいと考えたことから、第6期の終了をもって、一旦、休止としている。

＜参考：川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会報告書抜粋＞

- ・区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。
- ・「参加と協働による地域課題の解決」を目的とする場合、川崎市のような 1 区あたり 20 万人前後の人口を抱える政令指定都市では、現状の区民会議のように区全域ではなく、地域包括ケア推進システムの構築を踏まえながら、小さな単位(学校区や地区社協単位など)で地域の課題解決を図ることが妥当と考えられます。

2 区民会議の主な成果と課題等

(※区民会議意見交換会、区民会議委員アンケート調査等)

成果

- ・地域課題の抽出
- ・区や地域へ興味をもつきっかけ
- ・課題解決に向けた取組
- ・知識の取得・学習
- ・団体や個人とのつながり・交流
- ・行政への参加 など

課題

- ・他の会議との重複感
- ・負担感
- ・委員構成の偏り
- ・課題解決に向けた実践のしくみ
- ・認知度
- ・テーマが似かよる など

＜参考＞

ミライのコミュニティづくりに必要なしくみ

- ・「若者の参加」、「実感できる小さな範囲での活動」、「ゆるやかな場」、「コーディネイト」、「多世代交流」、「インセンティブ」

区民会議）のあり方について（たたき台）

資料2-1

3 取組の方向性

1 「新たなしきみ」により期待できる効果



2 現行の区民会議制度

- ・以上を踏まえ、現行の区民会議は、「新たなしきみ」を考える中で、廃止も視野に入れた検討を進める。

「新たなしくみ」における区レベルの

1 概要

- 多元的な価値観を基盤とするこれからの中型都市型コミュニティを目指して、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する「新たなしくみ」の構築に向け、区レベルのガバナンスについて検討する。

2 「新たなしくみ」の区レベルのガバナンスについて

1 検討の経緯

- 市民創発による「新たなしくみ」へシフトしていくことにより、様々な活動が創発されていくことが期待される一方、「意見を区の政策へ反映する」、「区と団体等との意見交換の場」等の機能が必要という意見から、そのあり方について検討を進める。

2 有識者等からの意見

第2回有識者会議 意見要旨 抜粋

- 区民会議に代わるものとしては、例えば、執政権を委任された区長の諮問機関としての役割
- 区民会議を不特定多数に開かれた公開フォーラムとして年2回程度実施する形式
- 無作為抽出で選ばれた方々によるミニ・パブリックスの討議イベント
- フューチャーセッション等、色々な選択肢がある。
- 2年間の任期で回していた区民会議の機能をもう一度考え直しながら、区という政治的な単位の中での、人々の意見の集約や意見の分布等、様々な経験値を政策に反映していくようなパイロットをつくっていくことが重要ではないか。
- 構造的な問題として、指定都市の中で区という単位の都市空間を俯瞰的に見る人は、実はそんなにいないのではないかと思う中で、住民が都市空間全体を俯瞰しながら色々な意見を出して、それを政策の会議に上げていくという装置は抜けないので、区民会議をもう1回再構築しながら考えなければならないという議論は別に残っている。

区民会議委員からの意見要旨 抜粋

(※区民会議委員への休止説明時の意見交換及び区民会議意見交換会等)

- 提言が市の政策に反映することを期待していたと思うがその受け皿はどうするか。
- これまで、区民会議では行政にまとめたものを提案し、その結果が行政に反映されて、区民生活がよくなってきたと考えている。今後はどのように結果が行政に反映されるようになるのか。
- 区民の意見を行政につなげる方法を今後どうするか。

<区民会議委員アンケート調査>

(※第6期委員77名、委員経験者108人、合計185名)

【地域の課題を解決するしくみとしてこれからの区に必要だと思われる機能・手段・役割】



ガバナンス検討について（たたき台）

資料2-2

3 取組の方向性

区レベルのガバナンスの確保について

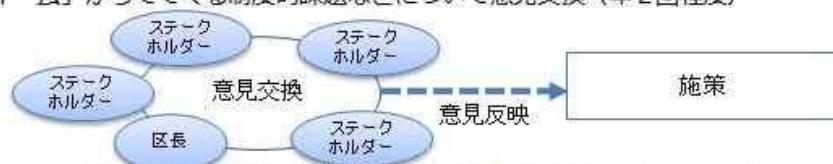
- ・「新たなしきみ」の区域レベルの機能の一つとして、区レベルのガバナンスの確保の観点から、その必要性について検討を進める。
- ・実効性を重視した観点から、「トライアンドエラー」による、状況に応じた柔軟な実施・見直しが可能なしきみの検討を行う。
- ・「プラットフォーム」や「（仮称）まちのひろば」との関係性や機能の整合性の検討を進め、必要とされる機能の整理を行う。
- ・一方で、「負担感」、「重複感」といった既存制度の反省点を活かし、参加者の「過度な負担にならない」という観点から、より効果的・効率的な組織のあり方等について検討を行う。

想定される区レベルの取組概要

- ・区レベルのガバナンス確保の観点から、各区単位で設置
- ・区の地域経営等に関する意見交換等のため、必要に応じて（年2回程度）、開催し、区長が必要と認める事項について意見聴取、調査審議を行う。
例：地域課題の抽出、施策の総合化、区予算、区の計画、「（仮称）まちのひろば」や「プラットフォーム」からでてくる制度的課題など、区の重要な課題について意見聴取、調査審議
- ・委員はステークホルダーの代表者とし、任期は意見交換に必要な期間とする。
- ・会議名称はその実施内容から「（仮称）区の経営会議（まちづくり区民会議）」などが考えられる。

想定される活用イメージ

- ・地域課題の抽出、施策の総合化、区予算、区の計画、「（仮称）まちのひろば」や「プラットフォーム」からでてくる制度的課題などについて意見交換（年2回程度）

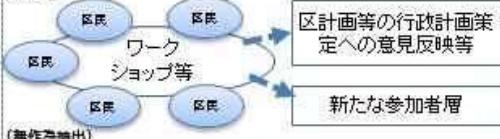


＜多様な参加・意見聴取のあり方の検討＞

- ・先進事例を区内で共有することで、横展開できるよう誘導する場。同時に区民から施策に対する意見も聴取。



- ・無作為抽出した区民とのW.S等による意見聴取や、W.Sをきっかけとした、新たな参加層を開拓する場（区計画策定期等に活用）



新たしきみ 地域・区域レベルの機能

(仮称)まちのひろば

プラットフォーム

「新たしきみ」における機能の役割分担・整理を進め、必要性、効果的な実施方法、実施主体等について、検討を進める。

区計画等の行政計画策定期への意見反映等

新たな参加者層

37

○令和元（2019）年度第2回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議資料

「区における行政への参加」のあり方について**1 これまでの経緯****「これからの中間会議の基本的考え方」（平成31（2019）年3月策定）****（1）区民会議について**

- ・それぞれの区において、区民会議は、「参加と協働による地域の課題解決」を目的として設置され、これまで課題解決に向けた調査審議を行ってきた。
 - ・また、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区政及び市政に反映するよう努めることで、区における行政への参加の機能も併せて担ってきた。
 - ・区民会議の「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしくみ」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待されることから、「新たなしくみ」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人々の参加など、一層充実していくものと考えられる。
- 現行の区民会議は廃止し、「新たなしくみ」の構築を進める。

（2）区における行政への参加のあり方検討について

- ・「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つとして、これまで区民会議が担ってきた「区における行政への参加」のしくみを確保する観点から、**区民の多様な意見を反映する制度のあり方について検討**を進める。
- ・「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性について検討する。
- ・政令指定都市という**大都市における都市内分権の機能**という視点や既存制度の運用における課題等を踏まえ、丁寧に議論を進める。

2 区に求められる機能・役割**1 川崎市自治条例上の位置付け**（平成17年（2005年）4月施行）

- ・区に関して、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置くこととし、地方自治法上の**総合行政機関としての基本的な性格に加え、参加と協働の拠点として位置付け**ています。（第19条）
- ・区における課題を的確に把握し、**参加及び協働により、その迅速な解決に努めること**。（第20条第1項）
- ・区民によって構成される会議を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議（第22条第1項）
- ・区長及び市長等は、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。（第22条第2項）

2 区役所改革の基本方針 -めざすべき区役所像-（平成28年（2016年）3月策定）

- ・これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことが求められる。
- くめざすべき区役所像**
- （1）市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所
 - （2）**共に支え合う地域づくりを推進する区役所**
 - ・10年後の地域社会を見据え、今後の区民会議のあり方の検討も含め、**区における住民自治（市民の意思を自治体運営に反映させること）の更なる充実を図ります。**
 - （3）多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

（参考）住民自治の充実に向けた都市内分権の推進

- ・第30次地方制度調査会において、「指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市における住民に身近な行政サービスについて、住民により近い単位で提供する『都市内分権』により住民自治を強化するための区役所の役割の拡充」という趣旨から、指定都市の機能強化や**より小さな単位での住民自治の充実**が求められています。

うり方について（検討たたき台）

2019.8.29
有識者会議資料

3 有識者会議での論点及び主な検討項目

項目	論点（平成30年度有識者会議意見）	主な検討項目
(1) 意見集約	①参事会型と議会型があるが、 <u>参事会型の場合には「普通の人々の多様な声」を反映させる回路が必要である。</u> ②細かいレベルの話を集約する方法も必要である。	<u>既存のしくみを踏まえた参加のあり方</u>
(2) 代表性	<u>都市空間全体を俯瞰できる住民</u> が、目の前の課題だけでなく、 <u>全体に配慮し将来に渡って議論する必要</u> がある。	<u>都市空間全体を俯瞰できる住民（ステークホルダー）の選出方法</u>
(3) 人的資源	<u>区政に関する説明責任を確保</u> することで、住民が知識・知見を蓄積でき、 <u>従来の団体</u> だけでなく、 <u>新しい人材を育成</u> する。	<u>まちのひろば、プラットフォームとの人材交流</u>

4 区役所職員ヒアリング

項目	内容
(1) 地域課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題は、<u>区民アンケートや市長への手紙、サンキューコール、地区カルテ</u>などで<u>把握</u>し、市民意見など多く聞いている。 区民会議がなくなったことで地域のキーマンと接する機会や<u>課題把握の機会が減っている。</u>
(2) 参加のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> 参加のしくみは制度として存在していることが大切。 常設ではなく、必要に応じて開催すべき。 既存の会議との重複感がない方が良い。 S D Cと一緒にやる方が効果的ではないか。 既存のしくみでは参加のしくみとして足りないのか。
(3) 意見反映	<ul style="list-style-type: none"> 方法は各区同じしくみが良い。 行政で受けきれない課題をどうしていくか。
(4) 区民会議廃止後	<ul style="list-style-type: none"> 区の方に再開意見はない。

5 検討の方向性

1 区における住民自治の充実

- 人口150万人を超える川崎市においては、住民自治の充実に向け、区における参加のしくみは、制度として存在し、多様な市民が参加しやすいことが重要であることから、その制度化を進めていく必要がある。

2 区の施策・事業に対する効果的な意見聴取

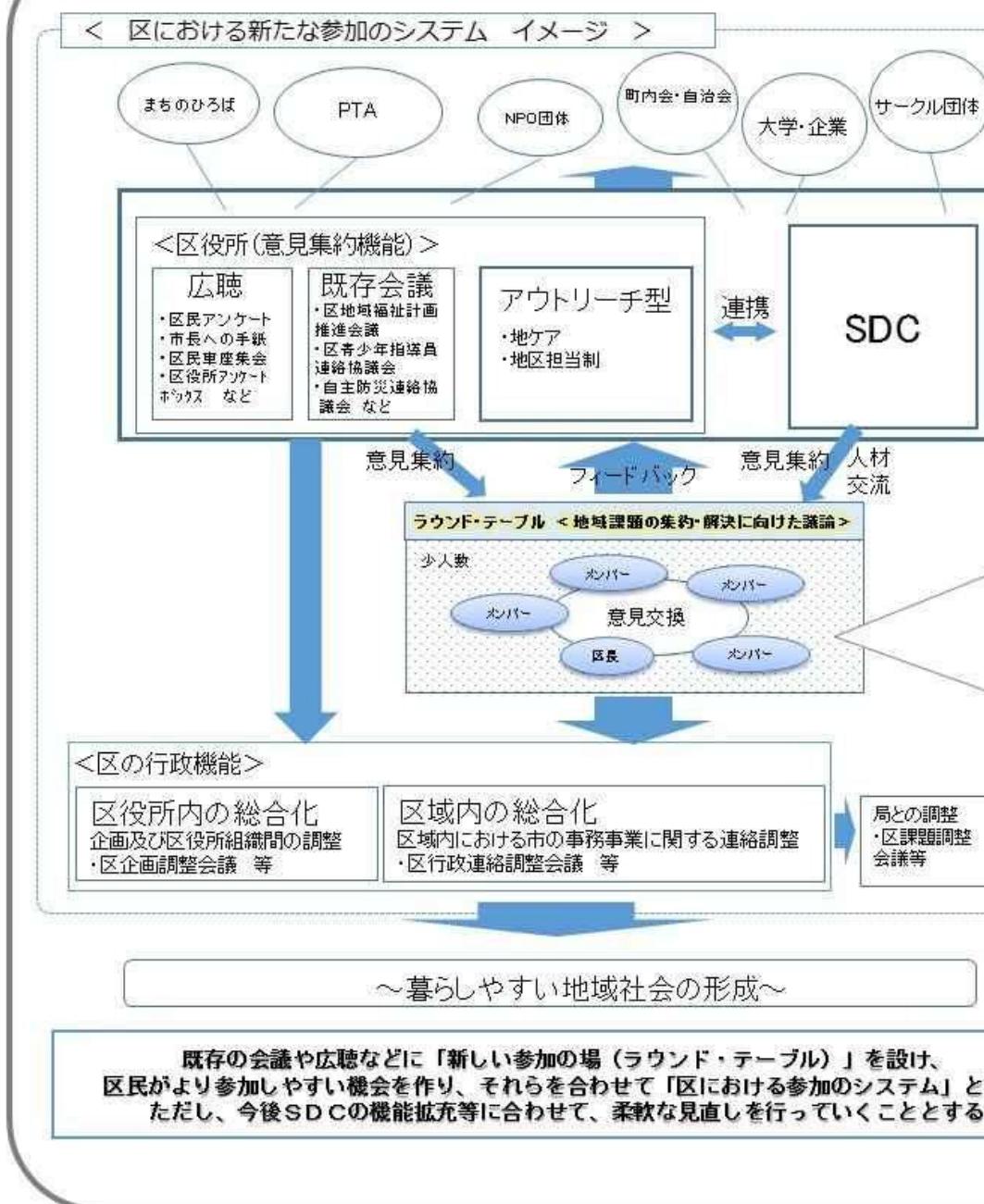
- 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決を図るため、区の施策・事業に対する効果的な意見聴取となるしくみの検討を進める。

3 既存施策及び「基本的考え方」を踏まえた新たな参加のしくみの検討

- 既存の会議や広聴等のしくみ及び「基本的考え方」を踏まえるとともに、負担感、重複感などの既存施策の反省点を活かし、より効率的・効果的な参加のしくみの検討を行う。

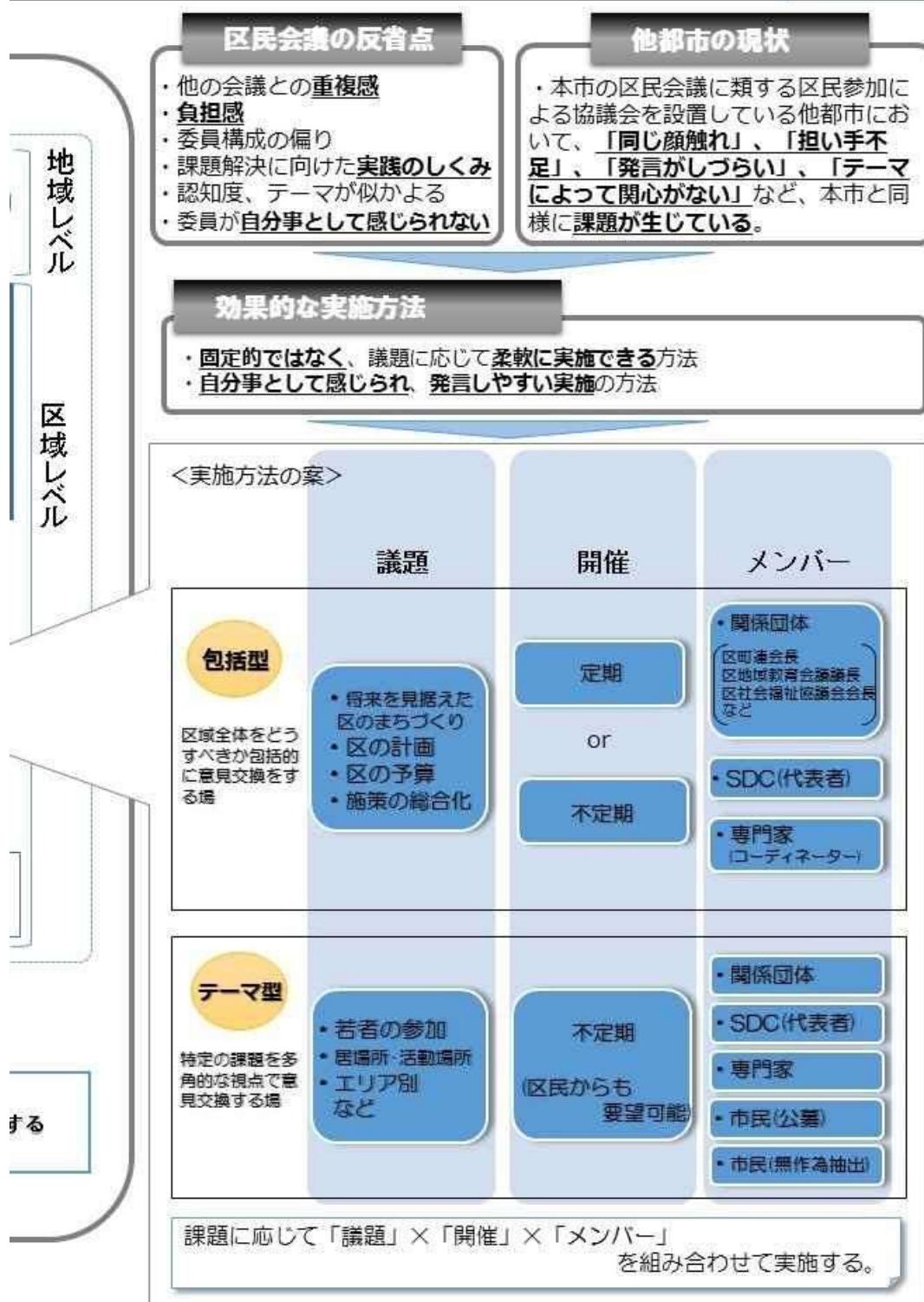
「区における行政への参加」のあり方

6 区民の意見を反映させるしくみの検討



あり方について（検討たたき台）

2019.8.29
有識者会議資料



「区における行政への参加」の実態

平成28年度からの経緯等

1 「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」からの提言(平成29(2017)年3月)

- ・提言1：参加と協働による地域課題の解決の新たなしきみ
区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果との提言を踏まえて、「新たなしきみ」を検討することが必要と考えます。
- ・提言2：まちづくり推進組織と中間支援機能
- ・提言3：その他関連する制度等との関係
「新たなしきみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われます。

2 区民会議の振り返り (平成29(2017)年～平成30(2018)年)

(1)各区区民会議委員への区民会議休止に関する説明 (各区区民会議全体会、専門部会等、全11回)

- ・提言が市の政策に反映することを期待していたと思うがその受け皿をどうするか。
- ・これまで、区民会議では行政にまとめたものを提案し、その結果が行政に反映されて、区民生活がよくなつてきたと考えている。今後はどのように結果が行政に反映されるようになるのか。
- ・区民の意見を行政につなげる方法を今後どうするか。

(2)区民会議委員へのアンケート調査 (第6期委員及び委員経験者(委員長等)、回答者数185名)

【地域の課題を解決するしきみとしてこれから区に必要だと思われる機能・手段・役割】



(3)区民会議意見交換会 (平成30(2018)年2月2日開催、42名参加)

- ・区民会議がなくなった後に、どう区民の意見を行政につなげていくかが課題
- ・区民会議は行政の縦割り解消になった。
- ・区民会議は行政に参加できた。

成果

- ・地域課題の抽出
- ・区や地域へ興味をもつきっかけ
- ・課題解決に向けた取組
- ・知識の取得・学習
- ・団体や個人とのつながり・交流
- ・行政への参加など

課題

- ・他の会議との重複感
- ・負担感
- ・委員構成の偏り
- ・課題解決に向けた実践のしきみ
- ・認知度
- ・テーマが似かよるなど

あり方について（検討たたき台）

参考資料

3 コミュニティ施策検討有識者会議(平成30(2018)年5月～平成31(2019)年1月の全6回)

- 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定に向け、コミュニティ施策検討有識者会議（懇談会）を開催し、3名の有識者から意見聴取
- ＜主な意見＞**
- ・区民会議は、当事者の課題解決のためだけの場ではなく、政治的な単位の中での意見集約機能というもう1つの基準を持っており、後者の認識が完全に抜けている。今回の検討の中で、コミュニティ政策の観点だけで考えず、大都市のガバナンス構造、区におけるデモクラシーの装置の観点もきちんと考へて議論しなければいけない。
 - ・区民会議は、市長や区長への提言機能を持った大都市ガバナンスにおける分節的なデモクラシー構造の装置をどうつくるかということに大きく関わっている点がポイントで、プラットフォームやまちのひろばは性質が違うため、その機能を持てない。
 - ・決められたステークホルダーのみだと閉ざされたものになってしまうので、自治基本条例の精神を反映できるように、ツー・トラックデモクラシーが望ましい。区レベルでのトラック1は「(仮称)区の経営会議」になり、トラック2は公開フォーラムや無作為抽出による不特定多数のコモンセンス、つまり「(仮称)まちのひろば」やプラットフォームになる。
 - ・新しい会議体において、権限と財源が確保されれば本気で考える人も出てくるのではないか。
 - ・新しい会議体は、区長が意見聴取する場ではなく、予算配分や事業化等に関する意見も含めて、ステークホルダーから区長へ提言できる場として必要ではないか。
 - ・「(仮称)まちのひろば」や「プラットフォーム」、フォーラムやワークショップから新しい人材が出てきて、「(仮称)区の経営会議」のステークホルダーとして入ってくることは、人的資源の回流につながるので、そこまで視野に入れてもらいたい。
 - ・ステークホルダーには、徐々に区政に関することを学んでいただき、住民や区長に対して説明責任を果たさせることで、全体を俯瞰できるようになる。
 - ・新しい会議体をつくるのであれば、区民会議をつくった時のように丁寧につくる必要がある。
 - ・区政への参加のあり方検討について、区としてのデモクラシーをどう考えていくか、政令指定都市として絶対に抜けない制度だと思われる。

＜市民検討会議WS＞(平成30(2018)年8月)

- ・ラウンドテーブルがあるとよい。
- 地域のステークホルダーが集まって地域課題を協議する場
- 地域の団体がつながって地域課題に取り組める場
- ・他団体のことをもっと知ることができる定期的な集まりがあると良い
- 多ジャンル多世代の交流がある →告知だけでなく報告も大事

＜パブリックコメント＞「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」案

(平成30(2018)年11月～平成31(2019)年1月)

- ・区民どうしの話し合いの場が大切で、意見交換の場が広がれば良い。
- ・区長権限により区の予算編成・事業実施する方針・計画・予算は、区民会議の調査審議を経るという運用をすることにより、行政区がより市民自治の視点に立った独自の施策展開が可能になるのではないか。
- ・区民会議の提言を「実現」させることを「新たなしきみ」の一つとして明示すべき。
- ・自治基本条例第22条の区民会議について、誇りを持って維持すべき。所管を区役所企画課から地域振興課に移すべき。既存の自治会との連携ができないことが最大の課題。
- ・区民会議は、廃止すべきではない。今までの区民会議の運営や課題解決の方法が上手く機能していないのではないか。
- ・区民会議について、改善の余地がある中で廃止してしまうのは惜しいことと考える。区民会議をなくした場合は自治基本条例の改正が必要ではないか。

＜議会からの意見＞(令和元(2019)年6月)

- ・区民会議条例が制定された際、自治体の責務は住民の福祉の増進であるとの考え方から、区民会議については、住民自治の充実、区役所機能の強化及び住民参加の拡大を推進するものとするよう求め、賛成してきたところである。本議案についても賛成の立場であり、区民会議に代わる新たな取組についても、引き続きこれらについて推し進めるものとしてほしい。
- ・区民会議が地域の意見を吸い上げる一定の成果を上げていたことは、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定に向けて実施されたアンケート結果に示されており、代替する「新たなしきみ」の制度設計に当たっては、自治基本条例第22条の理念をしっかりと踏襲したものとしてほしい。
- ・「地域住民組織である町内会・自治会が多方面にわたり、市と協働で活動している現状から屋上屋を重ねることだ」と指摘し続けてきた。

○令和元（2019）年度第4回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議資料

「区における行政への参加」の考え方

I 第2回有識者会議での主な意見と対応

項目	主な意見
1 代表性	<ul style="list-style-type: none"> ・目の前の課題だけでなく、全体に配慮し将来に渡って、都市空間全体を俯瞰する代表制における議会の方で代替できる機能である。代表性のところを考えている部分がある。 ・代表性の部分については、一度議会の方にボールを投げ、議会の方でどういった方がいいのではないか。 ・<u>都市空間全体を俯瞰できる住民はいないと考えるので、その前提に立った議論</u>が大切。 ・協議会の方が個別テーマで濃密に議論できるが、そうすると仕切られてしまふ場がない。そこがなくなってしまったことをどう考えるか。 ・上がってきた情報をどうやって議論の場に上げて、<u>区として市民創発で起きること</u>が考えることが大切。 ・議論がオープン（公開）にされ、<u>社会の中に溢れ出せるメディア機能</u>が大切に対応しながら、議論や情報をどうやってまとめるのか。メディア機能を果たす質的な議論はできない。 ・行政の政策決定の現場をしっかりと公開にして、多様な区民の意見を受け付ける。 ・例えば無作為抽出方式等のフォーラムなど、一つの類型としてアドホックい区民会議システムとして捉えた方がよいのでは。
2 制度理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ラウンドテーブルは総合的な情報流を作り出し、情報を産出してメディア的に皆で考えるなど、そういう<u>一つの装置</u>ではないか。 ・「ソーシャルデザインセンター」あるいは「まちのひろば」等で上がってきましょうして、行政の中の庁内情報流にどう組み込んでいくか。 ・ラウンドテーブルで、市民情報流を参加情報流に組み替えていく。 ・<u>ラウンドテーブルを市民情報流を作り出すツール</u>として、参加情報流に組み替えていくべきではないか。 ・昔に比べると相当市が住民の意見を聞くということは、自治基本条例ができる。 ・<u>単一の区民会議</u>を作って、そこがオールマイティに全ての機能を担うこと。 ・単一の会議体で作ろうとすると、メリット・デメリットがあるので、<u>相互補完</u>るのはどうか。 ・四半期に1度など固定すれば良いと思う。 ・どうすれば受け止められやすくなるかということをラウンドテーブルで考えが受け止められる制度になるのではないか。 ・<u>市民参加は、多様な意見を取り入れる</u>という、<u>すそ野の部分では限りなく</u>手法ではやりきれないでの、課題によっては、代表としてではなく、色々で参加する方法もある。 ・これまで川崎市が行ってきた区民会議のような、実践に捉われない形で今後過去の横浜市の区民会議制度が参考になるのではないか。
3 具体的な実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一つ新しい視点として、<u>集めた意見を政策情報として、どうフィードバック</u>ところに重きを置いた形で制度を考えてはどうか。 ・レスポンシビリティ、もっと反応良く色々と住民側に情報を提供した方がいい。 ・<u>集約した意見を全てやらなければいけないわけではない</u>受けきれない理由。 ・少人数で意思決定をするような区民会議ではなく、やはり多様な論点があり受け止めるというような制度設計で、このラウンドテーブルを考えた方が自治基本条例第22条第2項が大事ではないか。 ・区長に年間予算の1割程度を付けて、ここで聞いた話に使えるといった制度解決も難しい。
4 まちのひろば・ソーシャルデザインセンターとの関係	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>参加を三つに分ける</u>と政治参加、社会参加、行政（政策）参加。SDCは色々な協議会もあり、区民会議システム（行政参加の場）の中に「まちのひろばの場」を組み込まないようにすべき。連携は構わない。 ・<u>社会参加の場から上がってくる情報は大切</u>にするが、行政参加の場と社会参加の場で、住民同士が話し合う場がないというのはその通りで、それを「ソーシャルラリーのではないか。

方検討の方向性について 1 / 2

令和2年3月2日
区政推進課

	対応
ができる住民をどうやって選出するのかは、既に二元制度を作っても、 <u>本来的な議会の活動と重なってしまう</u> 展開がされていくのかというところを踏まえてお制度設計が大事。 まい、全体を見渡せない。 <u>していることに対して、どういうところが対応できる</u> のである。一方で、色々な情報が飛び交っている中で、 するために、あまり <u>大人数で形式的な議論をして実</u> 止め、反映させる部分をしっかりとしくみとする <u>(特定・特別の目的のために臨機応変)</u> に行う柔らかとして広く伝えていく媒介、あるイシューについて総 じた課題（市民情報流）を市民参加の中でディスカッ タ替えていく。そういうようなキーデバイスとして捉 えて進んでいる。 <u>は難しい。</u> <u>するために、全体として区民会議システムを構成す</u> していった方が、本当に区民が受け止めてほしいものなく個人の参加という認識でよい。一方で、全てそのディスカッションしてきた情報流を持った「代弁者」が後は考えていった方がいい。 <u>していくのか、どこでどう反映していくのかとい</u> いのではないか。 <u>白をしっかりと説明すればいい。</u> しっかりと整理され、その多様な論点を政策側はしっかりと。 設計にしないと、やはりお金がついてこなければ課題 社会参加の場である。 「ひろば」、「ソーシャルデザインセンター」（社会参 加の場は異なる性質のものである。 「デザインセンター」、「まちのひろば」が担えればい	論点整理③ 参加する市民の代表性 考え方1 市民創発に呼応したしくみ 考え方2 区における市民自治の充実 考え方3 区の施策・事業に対する効果的なしくみ 考え方4 既存機能の充実 考え方5 相互補完のしくみ 実施方法を検討 ((仮)実施方針を作成予定) 区政への反映のしくみを検討 ((仮)実施方針を作成予定) イメージ図を検討

「区における行政への参加」の考え方

II 考え方検討の方向性（たたき台）

●論点整理

第2回有識者会議での意見、他都市状況、これまでの区民会議等の経験等を踏まえ、区における行政へました。

1 市民自治の充実

- 本市が掲げる市民自治は、「信託した市政に市民が参加し、市民意見を自治体運営に反映させる住民自ら自律的な運営によって保障される団体自治」によって確立されます。その実現に向け、自治運営の「
- ・基本原則の一つである「参加」とは、市民が自らの発言と行動に責任を持ち、自発的かつ積極的に市政具体的な制度を実現させていく必要があります。
- ・市民自治の充実には、市政への参加を制度として確立するとともに、各地域課題やそれぞれの地域性を

2 意見集約

- ・区には、市民が参加する会議が多数存在し、また区民アンケート、市長への手紙などの広聴機能もあり
- ・既存の意見集約のしくみを活用し、有機的に連動・連携させるとともに、より良い参加のあり方として専門家、学識者など多様な意見が聴取できるしくみとするため、様々な参加の手法を試みる必要があります

3 参加する市民の代表性

- ・人には、趣味や嗜好、興味、感情などが存在し、活動や関心事等が人それぞれ異なることから、都市空間とは、難しい側面があります。
- ・地域団体等の代表者や公募市民などの意見が、必ずしも市民全体の意見を代表するものではなく、参加二元代表制における議会の機能があることを踏まえたしくみとすることが必要です。

4 区政の充実

- ・集約された意見の中から、真に求められる地域の声を多角的に捉え、区役所に関する府内調整のしくみを取りながら、区政への反映に努めることで、行政サービスの向上・課題解決の取組の底上げを図る必

●区における行政への参加の考え方

課題解決型の市民創発に呼応する行政の取組の一つとして、既存の会議や広聴を補完する「新しい意見を行政として受け止め区政等に反映するよう努めるとともに、地域へ情報共有し、区全体でのしくみ

1 市民創発に呼応したしくみ

- ・「これからコミュニケーション施策の基本的考え方」に基づく、市民創発によるまちづくりには、これまでの相互討議を促し、地域の自治の力を育むことが重要です。
- ・様々な要素が相互に関係し合い、変動性、不確定性、複雑性、曖昧性が高まりつつある時代状況における総合的なアプローチや結果を予測しないイノベーションなどによる解決方法の持つ有効性・分業化・効率化の進行に伴う硬直化を防ぎ、市民創発に呼応したしくみとします。

2 区における市民自治の充実

- ・人口150万人を超える川崎市においては、市民自治の充実に向け、区における参加のしくみは、新たな人材の参加、特定の目的のために意見を聞ける場、またその公開機能など、様々な参加手

3 区の施策・事業に対する効果的なしくみ

- ・区役所には、区における課題を的確に把握し、総合行政機能を高めつつ、参加及び協働により、課題の性質、不確定な社会状況、複雑な市民ニーズ、本市及び他都市・国の施策など様々な要素を踏まえ、区の施策・事業に効果的な反映が可能となる柔軟なしくみとしていきます。

4 既存機能の充実

- ・区民アンケート、市長への手紙などの広聴、分野別の会議、地域包括ケアシステムにおけるアウトルックなど関係部署間での連携を密にし、これまで以上に戦略的に連動させながら、「新しい参加の場」を設け、地域・社会参加の場に情報共有し、一方通行から双方に向に情報を回流させ、既存の機能の充実を

5 相互補完のしくみ

- ・単一の固定的なしくみでは、複雑化する課題や多様化する意見、地域で行われている市民創発の実態、有機的に相互補完しながら、総合的に区における行政への参加のしくみを全体として具現化

方検討の方向性について 2 / 2

●構成イメージ

の参加の考え方の論点について、次のとおり整理し

「治」と、「国等との対等で相互協力の関係に基づく基本原則」に基づく取組を進める必要があります。それにかかわり行動することで、市は市民が参加できる

踏まえた手法とする必要があります。

、市民意見を得る機会が既に多くあります。
議題やテーマ等に応じて、幅広い世代の市民、專す。

問全体を俯瞰し、区政に対して客観的な意見を言う
者の完全な代表性を担保することは困難であるため、

の適切な運用を行い、関係部署や既存会議等と連携
要があります。

はじめに

1 総論

- (1) 趣旨・目的
- (2) 位置づけ

2 検討経過

- (1) 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言
- (2) 区民会議意見交換会及びアンケート調査
- (3) 川崎市コミュニティ施策検討有識者会議

3 区役所に求められる機能

- (1) 川崎市自治基本条例
- (2) 区役所改革の基本方針
- (3) これからのコミュニティ施策の基本的考え方

4 論点整理

- (1) 市民自治の充実
- (2) 意見集約
- (3) 参加する市民の代表性
- (4) 区政の充実

5 区における行政への参加の考え方

- (1) 市民創発に呼応したしくみ
- (2) 区における市民自治の充実
- (3) 区の施策・事業に対する効果的なしくみ
- (4) 既存機能の充実
- (5) 相互補完のしくみ

加の場（＝ラウンド・テーブル）」を設け、市民がより参加しやすい機会を作り、参加による多様な意によって、暮らしやすい地域社会の実現をめざしていきます。

で以上に、行政が市民の多様な意見を受け止め、参加と熟議を可能とするプロセスを大切にしつつ、市
いては、地域の多様な課題に対しては、その解決イメージを予見しながら計画的に対処していくだけで
を踏まえ、常に新しいチャレンジをしていくことが求められる。こうした考え方のもと、過度な専門化。

制度として存在し、多様な市民が参加しやすいことが重要であることから、地域の特性を踏まえて、
法を見据えた行政参加のしくみとしていきます。

その迅速な解決を図ることが求められています。常に変化する環境の中で、多角的視野を持ちつつ、
を統合的に捉え、その同時解決性の実現をめざし、課題に応じて臨機応変に行政参加の場を設定す

トリーチ型の取組など既存機能で抽出した課題について、共有する場の開催や、地区カルテの活用
（＝ラウンド・テーブル）での結果を関係部署や分野別の会議にフィードバックすると同時に、
回ります。

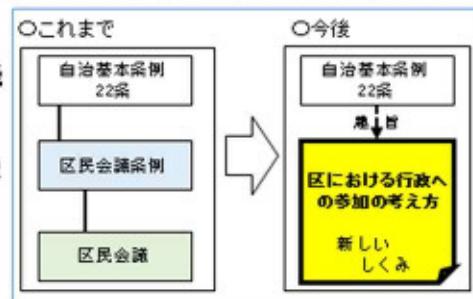
取組を的確に把握するのは困難であることから、既存の会議、広報等、様々なしくみを組み合わせ
していきます。

3 「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について

「区における行政への参加の考え方」

1 背景と目的

- 本市では、川崎市自治基本条例第22条において、各区の区民によって構成される会議（通称「区民会議」）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議を行い、区長及び市長等は、その調査審議の結果を尊重し、その内容を区行政及び市政に反映するよう努めることとしている。
- これまでの「区民会議」は、平成17（2005）年度の試行を経て、平成18（2006）年に川崎市区民会議条例を制定し、附属機関として6期12年間にわたり各区で開催され、活動の成果を挙げる一方で、課題が顕在化してきた。
- そこで、既存の枠組みを前提としない「新たなしくみ」を検討するため、令和元（2019）年6月に区民会議条例を廃止した。
- これまでの区民会議が担ってきた「区における行政への参加」の機能について、川崎市自治基本条例第22条の制度指旨を踏まえ、「新しいしくみ」を構築するため、検討の方向性を整理する。



2 これまでの区民会議（平成18（2006）年4月から平成29（2017）年6月まで）



（1）位置付け

川崎市区民会議条例に基づく附属機関として設置・運営

（2）構成

- 委員：各分野から団体推薦・公募・区長推薦の委員20人以内、任期2年
- 参与：市議会議員、県議会議員（話し合いの場で必要な助言を行う。）

（3）審議内容

区における地域社会の課題を把握し、参加と協働により、その解決を図るための方針及び方策
例）子育て支援、身近な環境の改善、まちの活性化など

（4）区民会議のあゆみ

- 平成18（2006）年～ 「第1期区民会議」がスタート
- 平成28（2016）年～ 「第6期区民会議」で休止

3 主な検討経過

（1）区役所改革の基本方針（平成28（2016）年3月）

新たな区民会議については、より多くの区民が当事者意識を持てるよう、身近な小さな単位での実施など、あり方について検討を進める。

（2）川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言（平成29（2017）年3月）

学識者3名と公募市民2名で構成され、区における市民自治の観点から、地域の課題解決・活性化につなげる「共に支え合う地域づくり」について検討した。

（3）平成29年度区民会議意見交換会及び区民会議委員へのアンケート調査（平成29（2017）年度）

7区の区民会議委員を対象に、今後のコミュニティ施策の「新たなしくみ」の構築に向けた意見交換会及びアンケートを実施し、区民会議での活動を振り返り検証した。

（4）これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月）

2年間の検討を経て市民創発によるまちづくりの方向性を示した。

（5）川崎市区民会議条例の廃止（令和元（2019）年6月）

既存の枠組みを前提としない「しくみ」を検討するため、現行の区民会議制度を廃止した。

（6）川崎市コミュニティ施策検討有識者会議（平成30（2018）年度～令和元（2019）年度）

学識者3名によるこれまでの意見の整理や専門的見地からの助言を受けた。

「」検討の方向性について 1 / 2

4 検討経過における主な意見

(1) 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言（平成29（2017）年3月）

- ・市民一人一人の地域課題に対する感覚と区民会議で審議している課題に乖離がある。
- ・区民会議委員は多様な分野や活動団体から選出され、一部の委員には関心の薄いテーマとなざるを得ない。

提言：参加と協働による地域課題の解決の新たななしきみ

「参加と協働による地域の課題解決」については、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たななしきみ」を検討することが必要と考える。

提言：その他関連する制度等との関係

「新たななしきみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われる。

(2) 区民会議の振り返り（平成29（2017）年度）

- ・区民会議委員へのアンケート調査（第8期委員及び委員経験者（委員長等）、回答者数185名）
- ・区民会議意見交換会（平成30（2018）年2月2日開催、42名参加）

成 細

- ・地域課題の抽出
- ・区や地域へ興味をもつききっかけ
- ・団体や個人との交流
- ・地域活動への参加のきっかけ
- ・参加と協働によるまちづくりを実感
- ・課題解決に向けた取組
- ・知識の取得・学習
- ・様々な人と知り合い、ネットワークができた
- ・区の魅力や課題を知ることができた
- ・行政への参加 など

課 題

- ・課題が区民に届かない
- ・課題が偏りがち（テーマが似る）
- ・意見の敷居が高い
- ・楽しいことを言える雰囲気でない
- ・他の会議との重複感があった
- ・委員構成に偏りがあった
- ・回数が多くて負担だった
- ・審議テーマに興味がなかった
- ・任期があり課題解決まで見届けられなかった
- ・提言が実践に結びつかなかった など

(3) これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月）

- ・これまでの区民会議は、「参加と協働による地域課題の解決」の機能と「区における行政への参加」の機能を併せて担ってきた。
- ・「参加と協働による地域の課題解決」の実践については、行政主導の協働スタイルを見直し、多様な主体による市民創発型の課題解決をめざすこととした。
- ・「区における行政への参加」の機能は、政令指定都市という大都市における都市内分権（役所内部の市から区への分権）という視点と既存制度（これまでの区民会議）の運用における課題等を踏まえて検討する。
- ・「区における行政への参加」の機能は市民創発による「新たななしきみ」の区域レベルの機能の一つであり、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性も検討する。

(4) 川崎市コミュニティ施策検討有識者会議（平成30（2018）年度～令和元（2019）年度）

○市民自治

- ・人口150万人を超える政令指定都市として行政区における市民自治のしくみは必要である。

○制度理念

- ・これまでの課題を改善し、万能に全ての機能を担う单一の会議体を設置することは難しいと思う。
- ・単体の会議ではなく、例えば既存の広聴等と補完しながら、システムみたいななしきみはどうか。
- ・特定の目的のために、その都度会議を開催するなど、柔軟ななしきみとして捉えてはどうか。

○代表性

- ・区民会議をやればやるほど代表性の議論となる。
- ・代表性は二元代表制における議会の役割である。

○人的資源

- ・従来の団体の代表だけでなく、新しい利害関係者が参加できるものが望ましい。

○ソーシャルデザインセンター等

- ・参加を三つに分けると政治参加、社会参加、行政参加である。
- ・まちのひろば及びソーシャルデザインセンター、参加の場をバラバラにせず運動させる。



「区における行政への参加の考え方」

5 検討の基本的な考え方

新しい参加の場については、市民自治の充実の観点から、区民がより参加しやすく、多様な対話を通じた市民創発につなげるしくみとして、以下の考え方を基本に検討を進めていく。

(1) 市民自治の充実に向けた参加機会の拡充

人口150万人を超える川崎市において、市民自治充実の観点から設けられた自治基盤条例第22条の制度趣旨を踏まえ、区における行政への参加の場として、より多くの区民が関わり、参加しやすい機会を拡充する。

(2) 市民創発につなげるしくみ

様々な個人や団体が出会い、対話することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出する「市民創発」につなげるしくみとする。

(3) 多様な意見聴取と柔軟なしくみ

これまでの「区民会議」のように構成メンバーを固定した会議体ではなく、議題やテーマ等に応じて多様な手法で意見聴取、意見交換の場を設定するなど、様々な参加の機会の設定が可能な柔軟なしくみとする。

(4) 区における行政の質の向上

地域レベルの居場所である「まちのひろば」や区域レベルのプラットフォームである「ソーシャルデザインセンター」と有機的な連携を図り、区民が参加する既存の会議も含めた相互補完のしくみとする。
参加した区民の意見は区民全体を代表するものではないものの、真摯な意見交換の結果として尊重し、様々な事業等で区民意見を踏まえた取組を推進することで、区における行政の質の向上を図っていく。

(5) より良いしくみの構築に向けた試行の取組

「新しい参加の場」は、自治基本条例第22条に基づく参加のしくみとして、多様な手法にチャレンジし、より良いしくみの構築に向けた試行の取組を推進する。

7 検討のスケジュール

(1) 検討の進め方

・区民会議休止の過程を踏まえ、区民会議委員経験者や町内会・自治会への意見聴取などを行った上で、令和3年2月に考え方（案）を取りまとめる。

・考え方（案）のパブリックコメント手続や、市民説明会、区民会議委員経験者や町内会・自治会への説明を踏まえて、考え方を令和3年5月に策定する。

・令和3年度中に、考え方に基づき「新しい参加の場」の試行実施（約2年間）を開始し、その検証を踏まえた取組を推進する。

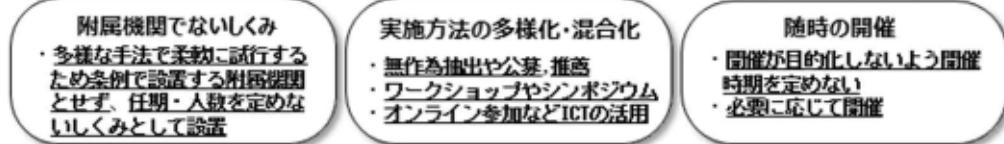
「検討の方向性について 2 / 2

6 「新しい参加の場」の試行実施の枠組み

(1) 位置付け

- ・参加と協働による地域課題の解決を目的に意見交換・議論する場
- ・議題やテーマに応じて、柔軟な形式で試行実施
- ・試行期間は約2年間

(2) 参加の場のポイント



(3) 設置単位

- ・各区（7区）に設置

(4) 議題テーマ

- ・参加（市民参加のもとで市政が行われること）及び協働（行政と市民活動、市民活動と企業、市民活動団士）による「区における地域課題の解決」を図る方策と方針
- 【例】地域課題対応事業、区計画、若者の地域参加、こども会議、〇〇区の魅力再発見、地域づくり（〇〇地区）

(5) 構成メンバー

- ・議題に応じて区民から選出

【例】町内会・自治会長、関係団体の代表者、ソーシャルデザインセンターの代表者、公募、無作為抽出など

（試行実施の例）

- ① ラウンド・ミーティング型
 - ⑦ 既存会議の代表者や、ソーシャルデザインセンターの代表者などと、少人数で区域の横断的なテーマで意見交換する。
 - ⑦ テーマや対象者を絞らず、公募により幅広く意見交換する。
 - ⑦ テーマ設定やターゲットを絞り、推薦や公募によって意見交換する。
- ② ワークショップ型
 - ⑦ 公募や無作為抽出の区民と、特定テーマで意見交換する。
 - ⑦ 公募や無作為抽出の区民と、区域の横断的なテーマで幅広く意見交換する。
- ③ レクチャーフォーラム・シンポジウム型
 - ⑦ 専門家の話をきき、その後公募や無作為抽出の参加者と講師若しくは参加者同士で話し合う。
 - ⑦ 埼玉上級代表者（2人～6人）が話し合い、その後、公募や無作為抽出の参加者と代表者若しくは、参加者同士で話し合う。
- ④ 混合型
 - 上記①から③を組み合わせて意見交換する。

(2) 検討スケジュール

	令和2（2020）年度					令和3（2021）年度				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月～12月	1月～3月	
内										
内										
外										
議会										

（案）作成の調整
→ 考え方（案）
最終調整
→ 考え方
試行準備
→ 試行実施（約2年）

元委員等に意見聴取
●報告
パブコメ
●報告
●報告

4 元区民会議委員へのアンケート

(令和2（2020）年12月)

○「区における行政への参加の考え方」検討の方向性についての「アンケート結果」

「区における行政への参加の考え方」検討の方向性についての「アンケート結果」

◆調査対象者：区民会議委員経験者（第6期区民会議委員、第5期以前の区民会議委員で委員長・副委員長・部会長・副部会長等を経験された方）

◆調査期間：令和2年12月

※本文中の「百分率」は小数点第1位を四捨五入しているため、数値の合計が100にならない場合があります。

1 区民会議委員としてご協力いただいた区、役職等について

【①区名】

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
17人	9人	9人	13人	14人	16人	17人	95人

【②委員就任回数】

1期	2期	3期以上
33人	40人	21人

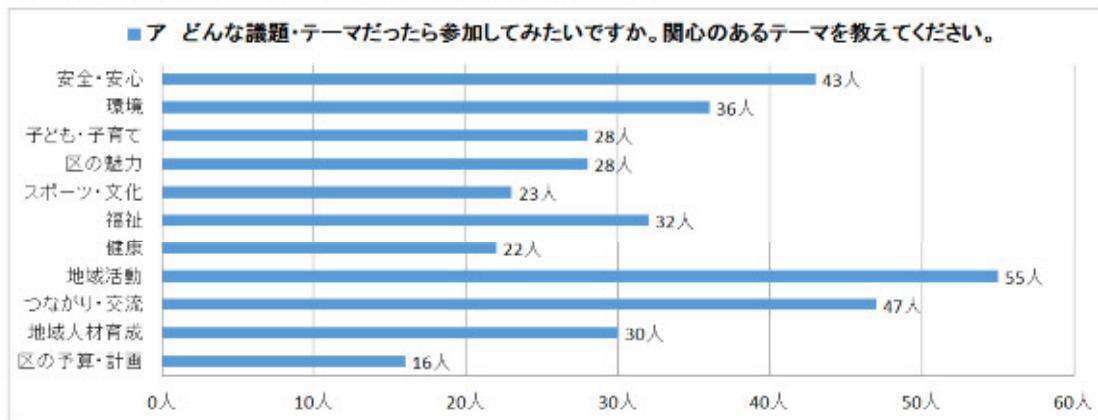
【③役職等】

委員長・副委員長	部会長・副部会長
29人	29人

2 資料「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について感じたことなどについて

①区民がより参加しやすく、多様な対話を通じた「※市民創発」につなげるしくみとして、「新しい参加の場」を附属機関とはせず、任期や人数を定めず、実施形式や構成メンバーなどは議題やテーマ等に応じて設定します。

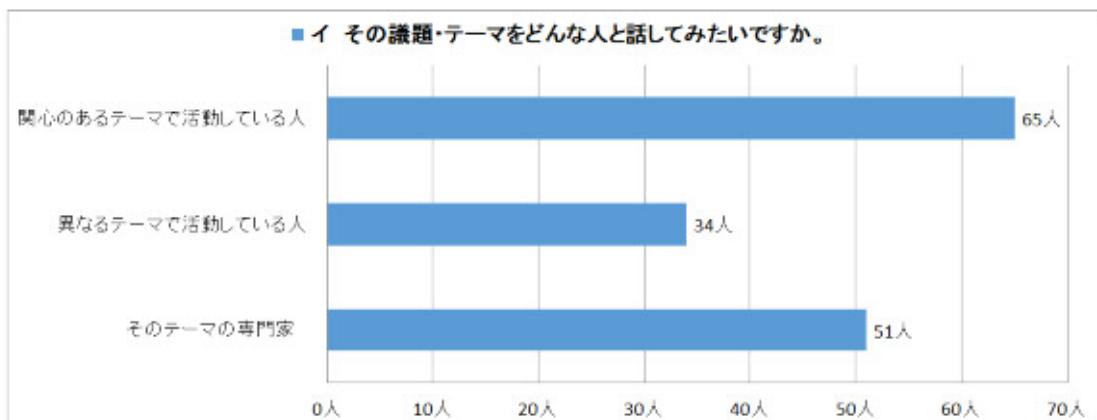
【ア どんな議題・テーマだったら参加してみたいか】（複数回答可）



（その他）

- ・公共交通（都市計画）
- ・外国人政策
- ・固定せず、その時の流れの中で（全て関連があるので）
- ・自転車
- ・旧跡、文化財
- ・地域課題
- ・IT利用

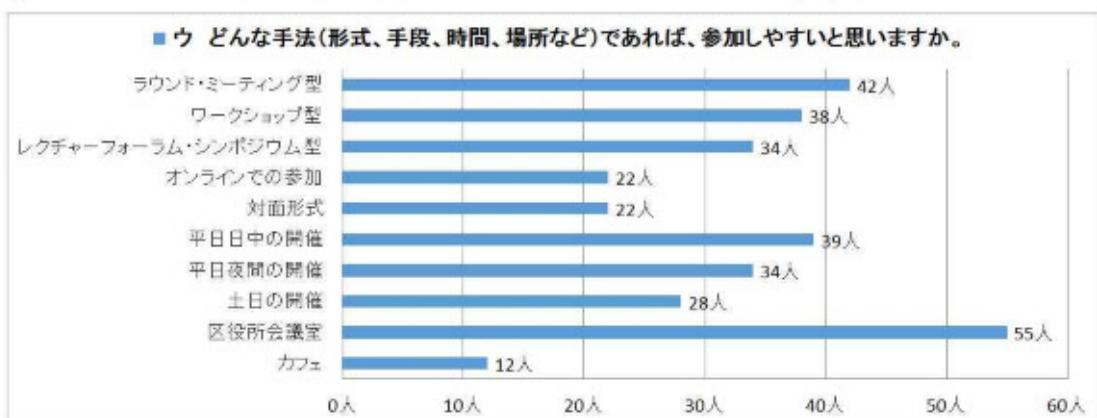
【イ その議題・テーマをどんな人と話してみたいか。】(複数回答可)



(その他)

- ・将来性のある若い人(2件)
- ・小学生、中学生、高校生などの子どもたち
- ・警察官
- ・関心のあるテーマに関わっている人(活動している人＝ボランティア、関わっている人＝施設、商店主など)
- ・常識人
- ・テーマの行政担当

【ウ どんな手法(形式、手段、時間、場所など)であれば、参加しやすいか。】(複数回答可)



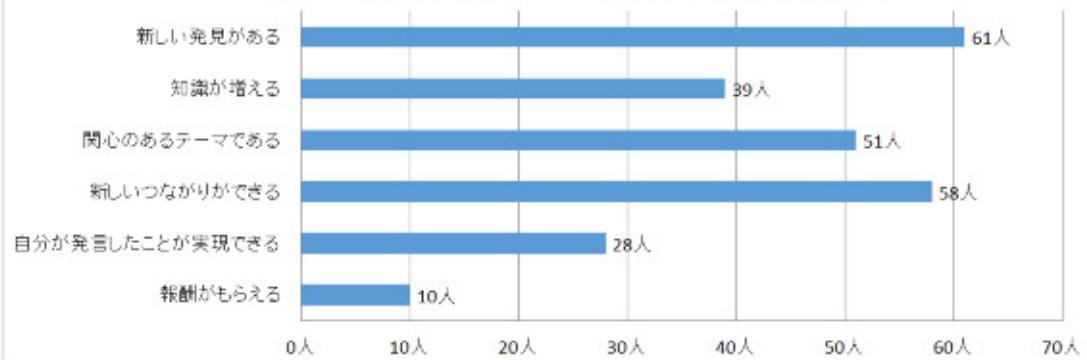
(その他)

- ・混合型
- ・その場(メンバーやテーマ)に応じた方法
- ・市民館会議室
- ・市民自治に関する学習機会、先進事例に学ぶ機会
- ・集まりやすい場所であれば、限定しなくてもOK

資料

【エ 参加するきっかけなど、モチベーションになるものは何か。】(複数回答可)

■エ 参加するきっかけなど、モチベーションになるものを教えてください。

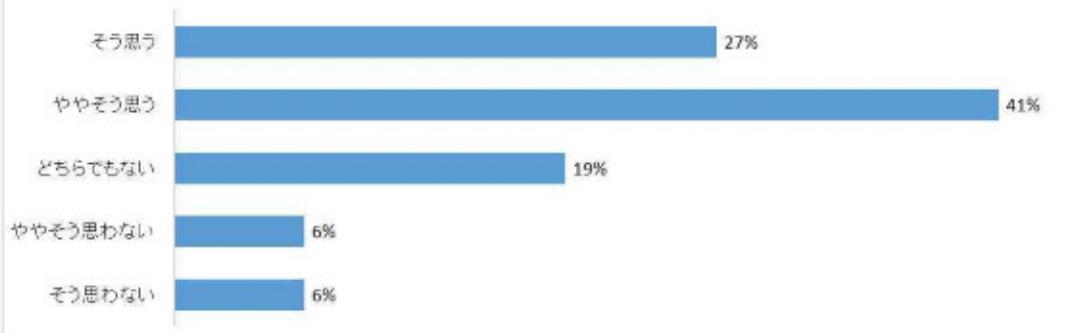


(その他)

- ・検討結果が実践されること
- ・地域貢献につながれば尚良
- ・区民の幸福感が増える

【オ 「まちのひろば」、「ソーシャルデザインセンター」との連携や、区民との意見交換を踏まえた取組の推進に期待できるか。】

■オ 「まちのひろば」、「ソーシャルデザインセンター」との連携や、区民との意見交換を踏まえた取組の推進に期待できる



(「そう思う」、「ややそう思う」とした理由)

- ・今住んでいる川崎について、少しずつ考えを広げていけると思う。小さな一歩からでも。
- ・多種多様な考え方を持つ人たちと意見交換をすることができ、考え方方が少し変わった。
- ・特に区民会議委員経験者は地域課題抽出・提言の経験あり。
「ソーシャルデザインセンター」の人材バンクプール化に寄与。大いなる人材となる。
- ・「まちのひろば」、「ソーシャルデザインセンター」のコンセプト、具体的なアプローチ方法を明確にし、明示する必要がある。

(「どちらでもない」とした理由)

- ・地域住民が行政と協働の意思があれば期待できる。さもなくば、期待できない。

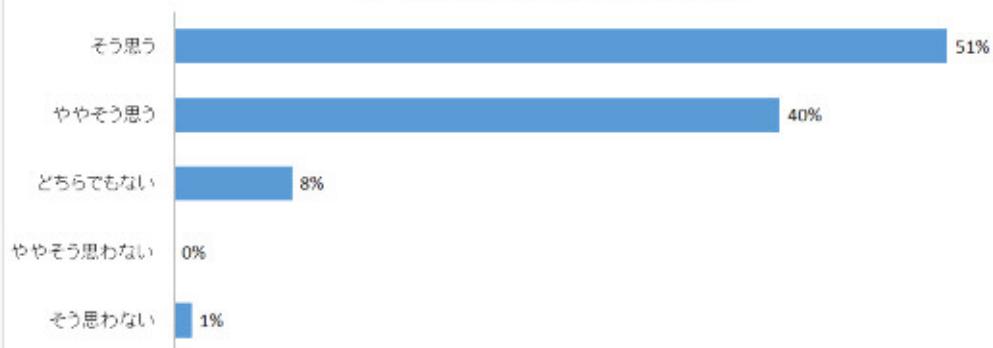
(「そう思わない」、「ややそう思わない」とした理由)

- ・どういう場、取り組みになるかがよくわからない。
具体的なイメージ、あり方、運営が周知されているのか。
- ・「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」の意見が強くなり、川崎市民の意見でなくなってしまう可能性が大きい。
- ・「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」を良く理解していないし、わからない。(2件)
- ・現在の宮前区における「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」に向けた取組は、課題の抽出や解決に向けた活動になっていない。
- ・まだソーシャルデザインセンターによる成果が見えていないので、判断できない。
- ・日本の3000年の歴史から見て、最近の日本の行く末を心配している身であるとの認識と自覚がある。
- ・現在の「ソーシャルデザインセンター」は各区バラバラであり、機能を果たしていない。
一部の利害関係者に占められ、区民のための組織になっていないところもある。
「まちのひろば」も定義がはっきりせず、なんでもありなのかと理解できない。
- ・「ソーシャルデザインセンター」は区民全体のものになっていない。
極めて一部の者の私的活動の場になってしまった。
- ・「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」と異なる仕組みとすべきで、結果としてそうなるかもしれない。
- ・「有機的な」連携のイメージがわからない。

②「新しい参加の場」を約2年間、試行実施します。

【ア 試行実施することについて妥当と思うか。】

■ア 試行実施することについて妥当と思う

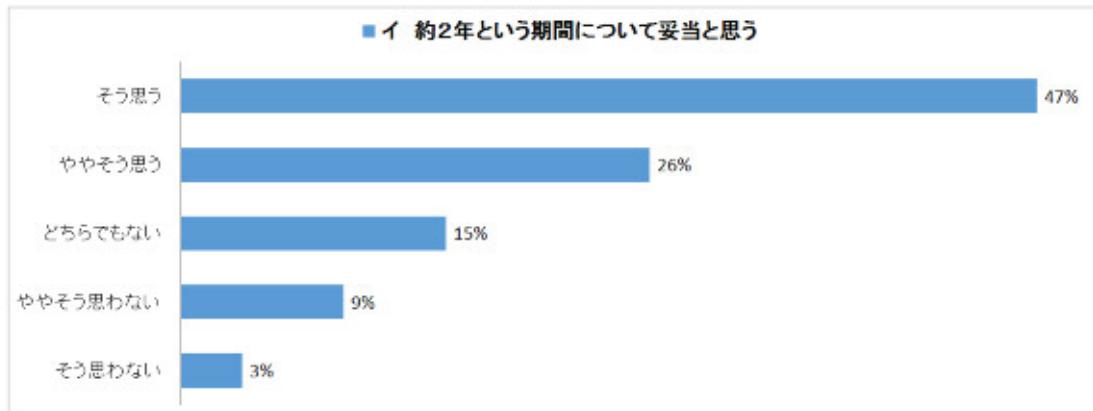


(上記、選択肢を選んだ理由等)

- ・Qの問題提起が150万市民の5,10,30年先の川崎市がどうあつたら良いか。
その方向性を議会等の検討から考え、方向性をもとにしたら？と思う。
- ・個人が所属するコミュニティのリーダーシップをとれるなら意味ありだと思う。
意見交換だけでは定義かつ無いに等しい。コミュニティで成功例を作るまで深堀し、実施すべき。
- ・運営に疑問あり。知的ディスカッションを期待できない。
- ・コロナ禍、自然災害など先の見えない予測不能の事態。早急に体制づくりをし、民の力を発現させるべき。

資料

【イ 約2年という期間について妥当と思うか。】



(上記、選択肢を選んだ理由等)

- ・期間はテーマに依存する。実践するのか、しないのか(メンバーが実践に参加するか否か)。
- ・コミュニティで成功事例を作り、水平展開する方式の上滑りの議論に移ろう。
ただし、その議論のエッセンスを吸い上げて、行政かつコミュニティレベルで政策展開すれば成功となる。
- ・成果の見通しができた時点で組織すれば良い。2年の規定は必要ないのでは。
- ・立ち上がりはまず2年とし、検討状況によって期間は短期、長期で継続するか検討し、
方向性を出せばよいのでは。
- ・1年目がメンバー間での情報共有(課題、テーマ等)、2年目でまとめる事が中心になり、
課題を深める事を他分野の人々との連携を深める事に1年かけて、3年目で提言までまとめた方が良い。
そのため、再任は不可でも良い、あるいは委員長のみ再任とかでも良いと思う。
- ・区民会議の経験により、活動を軌道にのせるにあたり、準備期間を含めると、3年くらいあった方が良い。
- ・1年間実施した時点で期間も見直す。

【その他、主な自由意見】

(「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について)

- ・自分たちが居住する町は、住民が一番よく知っていると考える。
しかしながら、その風景や出来事が当たり前に感じることも多々ある。
 - 色々な立場や地域からの発信に対し問題意識を持ち、自分に置き換えて考える大切さ、互いを理解し、一步前に進む有意義な場となることを願う。
 - ・行政参加とはいっても、市民が望む施策や自治にどれほどの実現の可能性があるのか見えて来ない。
市民に分かりやすく進めてほしい。
会議の形態を変えて、いろいろな人の参加を求めて、今までと同じ行政主導になるのではないかと思う。
市民の自主性と言いつつ、市民の自己責任にならないようにしてほしい。
 - ・実施可能な課題などを想定した活動を希望する。
 - ・とにかくまず実行し、うまく機能しなかった点については、後から修正していくべきよいと思う。
 - ・新しい形式での市民参加・区民参加や多様な方の考え、意見を吸い上げることを期待する。
 - ・何をやるのかを定める場合、評価とすべき指標を明確化し、定期的な効果測定と行動の修正、手離れするタイミングの判断基準等案件毎の制度設計にもっと気持ちを向けることが必要。
 - ・多様なテーマの提案・参加者の絞り込みを解き、多くの人々の意見が採択され、幅広い区民の参加を望む。
 - ・誰がどのようにテーマを決めるのか。開催の回数、1つのテーマについての継続開催時期はどのように決めるのか。一見、柔軟で自由に見えるが、区全体のグランドデザイン（課題解決のためのしくみ）の中にきちんと位置付けないと継続可能な協議機関とならないのではないか。
 - ・本来の市民自治のあり方を再度検討しなおすべきでは。区民会議も、まちづくり協議会も結局は中途半端に終わり、それに替わるものとして、いきなり「ソーシャルデザインセンター」、「まちのひろば」が出てきた印象がある。しかしいずれも、市民創発でなく、市から降りてきた政策だと感じる。他都市の先進事例に学ぶことも必要だと思う。
 - ・「地域課題」は、多種あると思われるが、安心・安全・コミュニティは町会が目標として活動中であり、福祉も社会福祉協議会・町会が活動している。このテーマであれば、更に効果が挙がるような方法論の議論となる。
 - ・地域コミュニティ（=町会・自治会）を選んでアプローチするのは行政の力。
コミュニティ内にやる気のある人を発見するのが鍵。現役の若い人たちは問題意識が高いし、能力がある。
 - ・「検討結果を必ず実践に結び付ける制度」とすること。
 - ・市民自治の視点を多くの人が理解し、要求型ではなく、行政と市民と共にまちづくりに関わっていくことは重要。
 - ・区の特性を活かしながら、市につなげていく方向性が見えない。
 - ・区における行政への参加が区の中長期戦略に反映されるようにしていくことが望ましいと思う。
 - ・若い人たちから率直な意見を汲み上げ、参加を促進することができるようしきみができるよう期待する。
- (新しい参加の場の枠組みについて)
- ・今回は、テーマを決めて、専門家を集めて議論することは良いが、その結果を集約しないと意味がない。
行政が参考程度に聞くことで良しとするなら別だが、議論したことしか残らない。
また、協働が目的であれば、行政も会議に委員として参加し、具体的な落としどころを探っていくかないとやはり議論で終わると思う。あるいは、集約意見に対し、行政的回答として、もう1回やることでもよい。
 - ・「地域課題」には、区民であっても区外に通勤や通学している人たちや逆に区民ではなく、区内に通勤や通学をしている人、区内で活躍している企業市民も利害関係者になる可能性がある。
活動団体、住所、職業、年齢にしばられず、幅広く対象者を選出できれば良いと思う。
 - ・川崎区は中央地区・田島地区・大師地区とそれぞれ色々な事情・環境等が違うので、
わけた方が意見がまとまりやすいと思う。
 - ・その時々・開催時期の状況を考え、参加の皆様の意見を集約して、議題の方向性を進めていく。
 - ・報酬はなしでいい。予算の金額によって、会議の回数に制限があった。交通費の支給で良いのではないか。

資料

- ・予算の伴わない会議は時間の無駄。是非、予算に絡む議題を。
- ・議論は、形式ではなく、内容の充実を。委員の選任については、人選に根拠が必要。市議会議員であれば選挙で説明がつく。他部門の委員との軋轢が生じた例があった。
- ・インフォーマルな会議も必要なのではないか。
- ・検討、討議、決議した案件について、報告あるいは提案だけで終わるのではなく、区民などの協力を得て、具体的に取組、実現できるシステムの構築。
- ・子育て中の人も参加できるようオンライン（Zoomなど）を取り入れていったら良いと思う。他の区との交流・意見交換や合同のフォーラムの開催。

（「ソーシャルデザインセンター」や「まちのひろば」との連携等について）

- ・「ソーシャルデザインセンター」や「まちのひろば」など新しいしくみとの連携は、横断しをさすようにしてほしい。地域包括ケアシステムとの関係も活かせるように整理してほしい。
2年の試行期間は連携の可能性を重視してほしい。
- ・家庭・家族の次の自分の所属する単位としての町会・自治会、そしてそれよりもやや大きい単位である小学校区・中学校区、その辺りでの活動や関係づくりが、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」などとの連携につながっていかなければ良い。
- ・ソーシャルデザインセンター設立までの1年間は一体何だったのか。非常識な人たちが勝手に発言しただけではなかったか。結果として、一部の者が自分のために利用できる形になった。
毎月の意見交換も活かされてない。こうなった責任は区にあると思う。
- ・「ソーシャルデザインセンター」との関係について、相互の役割を明確にする。

（これまでの区民会議の成果と課題など）

- ・①課題の取り組みについて、区（企画課）の介入が多かった。
A…課題解決の結果重視のため、難題は避けたがる。
B…他区を意識して解決可能な課題の取り組みを意識する。C…区の立場を取り入れた企画の推進を図る。
D…市部局に関連する課題は避ける。
- ②課題について、解決を目的にせず、市民が解決のため何ができるか、行政に協力する役割を明確にすることも大切な課題解決であると思う。
- ・区民会議の良いところは、委員の意見をまとめて、2年かけて行動し、結果を出したこと。
良い悪いは評価が分かれるが、自己完結したことである。
- ・区民会議の長年の取り組みで培ってきた川崎区の特性、課題等がどのように引き継がれているのかが、よく見えない。川崎区の地域性に基づいたあり様について、もっと論議を深めることが必要だと思う。
- ・区民会議でテーマを決める時、委員から出されたテーマを集約する時大変である。
自分の出したテーマが採用されないと会議に興味が出ないようであった。
- ・区民会議を振り返ってみると、区民会議で審議を行ってきた解決すべき地域課題は、個々の具体的な場所や個別の要件などに起因するものを除けば、どの行政区にも共通する高齢化の進展や地域住民同士の関係の希薄化に起因するものであったような気がする。
- ・区民会議の「失敗」は、会議で課題の抽出を行い、解決策を示したもの、そこから先は行政に委ねられた。施策が行われたものも、行われなかったものもある。すべては行政次第で真の市民参加はなかったと思う。
- ・旧態依然とした古い町内会の代表ばかりが幅をきかず雰囲気を見て、遅れているなと思った。

（その他）

- ・自転車乗車時のマナー対策が必要だと思う。
- ・関心のあるテーマの事例に、農業関連の項目が不在である事が残念。
高齢化している中で、農業に関心のある区民が結構存在していると思う。
- ・世代間のITリテラシーの格差は問題。

区における行政への参加の考え方（案）

～区民会議のリニューアルに向けて～

令和3（2021）年 月

■お問合せ

市民文化局コミュニティ推進部区政推進課

TEL：044-200-2459 Fax：044-200-3800

